

1. 平成22年第6回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成22年9月13日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美

郡上市民病院
事務局 長 猪 島 敦

郡上偕楽園長 牛 丸 寛 司

国保白鳥病院
事務局 長 日 置 良 一

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 河 合 保 隆
補 佐

議会事務局
議会総務課長 羽 田 野 利 郎

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦勞さんでございませう。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、20番 田中和幸君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には9番 古川文雄君、10番 清水正照君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたしております。

なお、質問順序はあらかじめ抽せんで決定をいたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますよう、お願いをいたします。

◇ 田代 はつ江 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、3番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

3番 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） おはようございます。

9月に入ったとはいえ、まだまだ夏の続きのような暑さが続いております。気象庁の発表によりますと、ことしは本当にまだまだ暑さが続くようですし、季節の進行が半月ぐらいおくれしていると、そういうことが書いてありました。いよいよ地球温暖化問題を真剣に考えるべきときが来たと、そういうふう考えております。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

最初に、日本の公的年金制度は大丈夫なんでしょうかということで、国民年金保険料の納付

率の低下についてということで質問させていただきます。

先日、厚生労働省が、平成21年度の国民年金保険料の納付率が60%で、前年度の62.1%を下回り、過去最低を更新したと発表しました。制度発足当初は自営業者等を加入の主体とする国民年金でしたが、近年では非正規労働者や無職者が加入者全体の約7割を占めるに至っており、社会的な経済不況とも相まって、保険料の納付率が低下しているというのがその実態のようです。また厚生労働省は、納付率が高かった団塊の世代が60歳に到達し、第1号被保険者でなくなったことや、年金記録問題への対応を最優先としたため、保険料の収納対策が不十分であったことなどもその要因としていますが、平成18年度以降、毎年度納付率が低下していること及び4割もの未納保険料があることは、制度の根幹にかかわる大きな問題であると思います。ちなみに、平成21年度末において、過去2年間全く保険料を納めていない方は約321万人、公的年金制度に加入していない方は約9万人と発表されています。未納者や未加入者の拡大は、将来的には無年金者や低年金者の増大につながります。これは安全で安心して生活できる豊かな社会を望む私たち市民にとって大きな不安材料です。

公的年金の業務は、日本年金機構（旧社会保険庁）が管轄するところであり、直接的には郡上市には関係のないことかもしれませんが、私たち市民が安心して生活を送るために、公的年金制度は健康保険制度とともになくてはならない大切な社会保障制度です。そこで、郡上市としてはこの問題をどう受けとめておられるのか。また、日本年金機構とはどのようなかわりを持ち、またどのような仕事を進めておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） おはようございます。

それでは、田代議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の中身につきましては、いわゆる国民年金保険料の納付率の低下というようなことで、無年金者の方が非常にふえておると、そういうことをどういうふうにとめるかというのが最初の1点でなかったかというふうに思っています。

御承知のように、公的年金制度はいわゆる2階建てでと言われるように、国民共通の基礎年金である国民年金を1階に、各職場で加入する厚生年金でありますとか共済年金を2階に置く仕組みというふうになっております。この構成割合、平成21年度末の加入者で見ますと、いわゆる基礎年金、国民年金の平屋建ての加入者は全国で1,985万人、全体の28.8%でございますし、基礎年金、厚生年金、共済年金等々につきましては4,893万人の方でございます。

議員指摘のように、未加入並びに保険料未納者につきましては約330万人と言われております。これは、この公的年金加入者の約5%に当たるんでないかなあというふうに思っております。これを国民年金の保険料だけで見ますと、これも議員お話しのように、全国の

納付率は約60%で、未納者は40%でございます。なお、郡上市につきましては納付率75.7ということで、全国よりは15.7%ほどは高くなっております。

こういう状況下の中で、議員御指摘のように、これらの約330万人の方々がお老後において路頭に迷われるおそれがあるというふうを考えまして、郡上市としても、日本年金機構と連携を密にしながら、年金制度の重要性でありますとかポイント等を広報紙等で周知するとともに、保険料の納入が厳しい方に対しましては、減免の制度等を最大限に利用していただくように、PRに努めておるところであります。

さらに、もう一方、大変懸念されることは、少子化・超高齢化の時代と言われる現代、いわゆる世代間の扶養の仕組みや人口の逆ピラミッド現象によって、非常に不安定材料になっているということも大きな原因でございます。また、非常に厳しい経済状況の中で自営業者の方の収入が減少したり、サラリーマンの方の給与が減少したりということで、非常に所得が安定しないということも、これも大きな不安要素になっておろうかと思っております。そういう中で、年金財政については、短期的には基礎年金勘定の方の国庫負担も3分の1から2分の1に引き上げられましたけれども、これはまだまだ非常にこの年金問題というのは国の大きな課題というふうにとらえています。

次に、郡上市と日本年金機構のかかわりでありますけれども、日本年金機構とは、法定受託事務と協力連携事務ということで郡上市とはかかわっております。法定受託事務と申しますと、市民の方々が窓口へ来られまして、第1号被保険者に係る関係届け出の受け付けでありますとか、保険料の減免に関する受け付け等々、日本年金機構との間の事務的な橋渡しをさせていただいております。連携・協力ということにつきましては、日本年金機構にお願いいたしまして、毎週水曜日、大和庁舎の方で社会保険労務士の方に来ていただきまして、美濃加茂までわざわざ行くことなく、無料の年金相談が受けただけのような協力体制をとっております。昨年度、291件の相談がございました。

いずれにしましても、非常に年金という制度はなかなかわかりにくいものでございますし、一人ひとりによっては大変その状況が違うものでございますので、それぞれ皆様方でお困りになったこと、悩まれることがあったら、まず第一に、市役所の方の保険年金課並びに各振興事務所の方でも結構でございますが、市民課の方へ寄っていただいて、まず相談をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。

今の答弁の中でも少しこれらしきお答えはあったと思っておりますけれども、この新聞の最後のと

ころに、ただ保険料を納めないと、老後の年金給付額もその分減るため、納付率低下は年金財政には大きな影響は与えないと、こういうふうを書いてあったところが私は随分ひっかかったんですけれども、今、支えて支えられるという社会の仕組みが、こういう納めなかったらその分もらえないんだから、年金財政に関係がない、影響がないということは、根底から崩されていくような気がしたんですけれども、その辺はどういうふうにお考えになるか、ちょっと教えてください。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 御質問にもありましたように、この年金の制度というのは大変大事な、重たい社会保障制度の一つだというふうに思っております。今お話のありましたように、市民といいますか、国民といいますか、それぞれの立場で支え合うためのこの制度でありますので、今、議員から指摘ありましたように、我々としては、このことが大変大事な制度であるということ、また、これからもずっと維持していきたいという気持ちで仕事をさせていただきたいと思っておりますし、また市民の方々にもそういう形で御理解をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

（3番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。

では、次に介護支援ボランティア制度の導入についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

介護支援ボランティア制度の導入についてということで、デイサービスに通ってみえる利用者の方にお茶を出したり、話し相手になったり、入浴された方の髪を解かしてあげたりと、介護職員の補助的な活動をする介護支援ボランティアが全国的に注目されています。そのメリットは、超多忙な介護職員の負担を減らすことはもちろんのことですが、ボランティアという機会を通して、みずからが介護の現場を体験することで自身の生きがいを見出し、自身の健康増進にもなる。ひいては介護給付金の抑制につながると言われています。この制度は2007年に東京都稲城市が全国に先駆けて導入されたそうですが、それから2年半が過ぎ、今では全国で導入される自治体がふえ始めました。稲城市の制度では、対象者は同市に住民票がある65歳以上の高齢者の方で、あらかじめ管理機関である稲城市社会福祉協議会に参加登録するだけでよいというものです。登録すると、社会福祉協議会からは介護支援ボランティア手帳が交付されます。活動は介護保険対象施設や市が委託する地域支援事業所等の場で行い、1回活動するごとに活動確認スタンプがボランティア手帳に押されます。そのスタンプ数に応じて、評価ポイントが最大5,000ポイントまで付与され、申し出れば、最大5,000円の交付金に交換できる楽しみ

もあるようです。稲城市がこの制度の導入を決めたのは、高齢者人口の増加等に伴い高騰する介護保険料を危惧したものであり、介護保険の第1号被保険者みずからに介護現場を体験させることで、高齢者みずから介護予防の推進に寄与してもらおうというもので、介護給付金の抑制はもとより、高齢者の生きがい増進にもつながる画期的な制度ということで、全国でも高く評価されたものです。

ここで質問をしたいと思いますが、現在、郡上市にはボランティア登録をして活動してみえる方は何名ぐらいお見えになるのか。できれば、その方の平均年齢と、また男女別に教えていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 最初に、ボランティアの登録者数といいますか、ボランティア活動してみえる方の実態ということでの御質問でございました。

ボランティア活動の推進につきましては、郡上市の社会福祉協議会の方がボランティアの推進事業、また育成ということで携わっていただいております。現在、平成21年度の実績で、ボランティア登録をされておられます団体は118団体ということを知っております。登録されています方の人数につきましては2,535人ということで、そのうち、個人登録という方が37名見えるということがございます。ただ、ボランティア保険助成、いわゆるボランティア保険というものですが、それに加入されて助成を受けておられる方は1,519人でございますので、Aさんがこちらの団体にもこちらの団体にもということで複数登録されておるといこともありますので、登録者数は2,535名であります。実態的にはボランティア保険を掛けておられる方は1,519人というふうに思っております。

社協に聞きますと、このボランティア保険を掛けるときには、大変申しわけございませんが、男性ですとか、女性ですとか、年齢ということは全く今関係なしに登録をしていきますので、まだそこまでの詳細な数字が社協としてはないということがございますが、お聞きしますと、登録者の方はやっぱり男性というよりも女性の方がほとんどであるというようなことをお聞きしておりますし、また、ボランティア登録されております年齢につきましても、今言ったように、具体的な資料がないので申しわけございませんけれども、おおむね7割以上の方が65歳以上の方が中心だということを知っております。社協の方は、昨年度も大阪ボランティア協会の早瀬昇氏に来ていただきまして、ボランティア講座等々も開いているということがございますので、よろしくお願ひします。

（3番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。

また、介護保険を3年間利用しないで元気に暮らした高齢者を対象にポイントを付与し、集めたポイントで介護保険料のサービス利用料の負担軽減を図ることも考えておられるようですが、郡上市としましては、介護保険を3年間利用しないで元気に暮らしてみえる75歳以上の方が全体の何%ぐらいお見えになるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 介護保険を3年間利用されていない方は75歳以上でどのくらい見えるかというような御質問であったかと思えますけれども、介護保険じゃなくて、医療保険を、医療制度を使われる方も見えると思いますので、介護保険を使われておらん方がすべて本当に元気かという、一概にはそう言えないかもしれませんが、22年の3月末現在であります。75歳以上の方で3年間介護認定がない方は6,501名でございます。75歳以上の被保険者数は8,643名でございますので、75.2%の方が介護保険の中では使わずに元気でやっただいておるという実態でございますが、今申し上げましたように、必ずしもその方々が、例えば風邪を引かれたとかということで病院にかかれたかどうかということとはまた別でありますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。

今後、65歳以上の高齢者が30%以上を占める超高齢化社会を迎えることを考えれば、制度の維持や内容を充実するために、あらゆる角度からの工夫が必要なことは当然のことですが、現実論として、既に努力されていることは大いに評価すべきであると思えます。

ニッセイ基礎研究所の丸尾美奈子さんの談話の中で、介護支援ボランティア制度は、多少なりとも保険料負担の原資を生み出し、同時に社会参加の機会を確保することで介護予防に効果を上げている。超高齢化社会に向け、高齢者が長く働きながら健康を維持できる仕組みづくりが不可欠であり、介護支援ボランティア制度はその大きなヒントになると期待していますとありました。

郡上市のボランティア活動について担当課にお聞きしましたら、都市部と異なり、全盛期より衰えたとはいえ、まだまだ各種団体の活動力、地域コミュニティが高いことに救われていると言われました。市は、介護支援ボランティア制度をどのように評価されているか。また、市においては、進んでボランティア活動に参加して下さる方の輪が広がっていくような努力をどのような方法で進めてみえるかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 介護支援ボランティア制度につきましては、先ほどからお話が

ありましたように、2007年度に東京都の稲城市の方が高齢者の方のボランティア活動のポイント制度ということで取り入れられたということは、今、議員おっしゃったとおりでございます。私、以前にこの「高齢社会の新しい働き方」という冊子がございます、そこで稲城市の高齢福祉課長さん、この制度を創設された方ではありますが、その方のお話がありました。いろいろ読んでおりましたら、大変すばらしい制度だというふうに思いましたが、1点だけちょっとその中で思ったことが、最後のところに課長さん自身がおっしゃっておられる言葉の中で、稲城市の介護ボランティアも、介護費用削減を目標にしまうと、これは全く違った形になっただろうと、そういうことをおっしゃってみえますし、それからふだん例えば地域でできることをわざわざ制度化せずに、制度化が必要のないということを感じく人たちが多いまち、例えばまちづくり協議会があったり、足腰の強いそういうまちであるならば、こういう制度はわざわざということも若干お話をされております。なぜならば、残念ながらということで、稲城市はベッドタウンの中で若い人たちは日中出ていく状況下にある。そういう意味で、この稲城市は地域力をつけなければいけないという行政課題があったというふうに課長さんは述べてみます。

5年ほどたちましたけれども、全国でこの制度を取り入れられたところは36市町村ということで聞いておりますが、この65歳以上のポイント制度といいますと、シニアクラブの活動が非常に重要でないかなあというふうに思っています。稲城市は郡上市とほぼ人口は同じであるそうですが、老人クラブへの加入者が6%程度であるというふうに聞いております。郡上市の場合は、60%以上の方がシニアクラブに参加されまして、スポーツ活動でありますとか、社会福祉活動を積極的にしておられます。そういう中で、若干、郡上市と稲城市のいろんな環境が違うんでないかなあということは思っております。

また、施設関係のボランティアさんにつきましては、郡上市では17団体、352人の方々がいわゆる施設でのボランティア活動をしていただいております。例えば郡上市にあります偕楽園につきましても、大和地域の日赤奉仕団の皆さんは、毎週金曜日、シーツ交換等のお手伝いをしておられますし、八幡や白鳥の日赤奉仕団の方々も、そこでのお掃除のお手伝い等をしていただいております。

議員御指摘されましたように、介護施設のボランティア活動は大変重要なことやというふうに私も思っております。ただ、ボランティア活動というものが、だれもが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指して、それぞれの自分の身近なところで自分にできることを考え、みずからが行動するというのは、ボランティア活動の私自身は最も大事な基本でないかなあというふうに思っておりますけれども、今後に向けて、いわゆる介護施設での状況を知っていたり、介護技術を身につけていただいたり、福祉施設でのボランティア活動のあり方を身に

つけていただくような、例えば介護支援に特化したボランティアの育成というような講習会を今後検討して、真剣に取り組んでいきたいというふうに思います。そういう中で、先ほど言われました介護保険制度のことも御理解していただけるような、郡上市全体の機運を高めていきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 介護支援ボランティア制度というのはなかなか難しいものだということがわかりましたので、今後よく勉強もしたいと思いますけれども、今、ボランティアでいろんな施設へお手伝いに行ってみえる方もかなり高齢化をしておりますので、もう少し中間層の方が本当にそれに参画をしていただくとありがたいということも思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第3点目の児童・生徒に対する携帯電話の使い方の指導についてということに入りたいと思います。

夏休みに入って間もなく、小野地区ミニ集會が開かれました。上水流信秀先生を講師にお迎えし、親や大人の知らない携帯・ネットの有害情報の世界、今、家庭でしなければならないことという演題のもと、私たちの知らないところで何が起きているのかを教えてくださいました。この講演の案内のチラシには、小学生、中学生、高校生のお子さんを持つ親さん方、ぜひお聞きになってくださいと書いてありました。残念ながら、そんなに多くの参加はなかったと思います。もっともっと多くの親子で聞くべきお話だと思いました。

私たちにとって携帯電話は、今ではなくてはならないものとなりました。子どもに携帯電話を持たせるときも、緊急連絡のため、所在確認のため、防犯など目的はあると思いますが、子どもの健全な成長を守るため、家庭でのルールづくりが大切なことだと思います。使い方によっては、睡眠不足など生活のリズムを乱す原因にもなります。つい先日も、子どもの携帯電話の長話で高額請求が来て困っているという相談をされました。また、私は気をつけているから大丈夫と思い込んでいても、携帯は知らないうちに未知の世界に入ってしまう危険があります。ルールやマナーを守らないために、思わぬトラブルに巻き込まれてしまう怖さがあります。子どもの健全な発育のため、我が家の使い方の決まりをつくるなど、親としての責任はもとより、学校、PTA等と連携し、情報を共有することも大切なことだと思います。

そこで、郡上市の学校における携帯電話の保有率と、正しく使うため、トラブルに巻き込まれないための指導等がどのような形でなされているのか、お聞きしたいと思います。また、過去において問題が起こるようなことがなかったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） おはようございます。

それでは、携帯電話の利用の状況と、それに伴う被害も含めて、学校の指導とのかかわりでお答えをしたいと思います。まず携帯電話で最も問題になるのは有害なサイトですが、その有害なサイトは、子どもたちの健全な成長ですとか、あるいは発達を阻害するような内容を持ったページだというふうに御理解をいただいて、例えば性的な情報が入ったものですとか、あるいは暴力ですとか、残虐なシーンの入った画像ですとか、またほかには一部、知らず知らずゲームに入っていくと、それがそのまま有料になって、後で多額な請求をされるものですとか、あるいは自分を紹介するようなサイトがあって、それに入ったがために、メールのアドレスがそのまま流出したと、こういったものを総体として、私たちは有害なサイトというふうにとらえております。

そこで、子どもたちがどの程度持っているかということですが、これは小学校の6年生と中学校3年生の段階でしか、私ちょっと情報を持っておりませんので、その調査の結果でお答えをしますと、小学生で約1割が携帯電話を持っていて、通話やメールをしています。中学生ですと約3割が携帯電話を持ち、同じように通話やメールをしています。

そこで、過去どういう被害があったかということですが、これは数年前になります、学校裏サイトというサイトがあって、そこに名前を特定された生徒の中傷ですとか、あるいは誹謗、そういった書き込みがありました。これは警察の関係、あるいはいろんな機関と協力をして、サイトの管理者に削除を申し入れて削除されておりますが、現在、この学校裏サイトというサイトについては、市内の中学生、あるいは小学生が実名を上げてその中に中傷、あるいは誹謗されているというケースはないというふうにしてとらえております。

1件、これは22年度ですけれども、こういったケースがありました。それは、生徒のアドレスが漏れて、そしてその携帯電話に卑わいな画像が送りつけられてきたと。このことについても警察と連携をして、すぐその後のトラブルがないように処理をしておりますので、今のところ、数年前にあった学校裏サイトの問題と、それから今年度あった1件というのが、私たちの段階で把握できている児童・生徒の被害の状況です。

ただ、陰に隠れているという部分もありますので、こうした問題については決してそのまま放置するということとはできない。そういったことも踏まえて、学校での指導の状況ですけれども、議員がおっしゃったように、これはもうどうしてもこれから使っていくという、ある意味、便利な道具ですので、正しい使い方と、それからルールやマナー、そしてきちんとした判断力を身につけさせるような指導が必要だと思います。市内の小・中学校は、すべての小・中学校において、いわゆる情報モラルについての指導は行っております。具体的な内容を申し上げますと、一つは、情報社会の倫理を大切にすることということで、著作権の問題がありますから、著

著作権などには権利が伴うということと、それから著作権は守らなければならないということ、こういったことも指導をしておりますし、二つ目として、情報社会のルールやマナーを守る。これはもう議員がおっしゃったとおりですけれども、例えば他人の悪口とか、あるいは誹謗中傷をしないこと、それから携帯電話、時として契約が伴いますので、契約したことについては責任が伴うこと、もう一つは安全への知恵を高めるということで、自分や他人の個人情報を絶対に漏らさないこと、トラブルに遭遇したときには、こういった相談窓口があって、そこでどうすれば解決ができるといった、こうしたことを学校の情報モラルの時間で指導をしております。

あわせて、これも議員の御指摘にあったことですが、家庭の対応としてやっぱり必要なことは、我が家のルールづくりをきちんとしていただくということが極めて大事だというふうに思いますので、これはぜひこれから学校でPTAの皆さん方を対象にした研修に力を入れていく必要があると思っています。現在、小学校で22校中14校がPTAを対象にしたそうした研修を行っておりますし、中学校では9校中8校がそうした研修を行っております。その中で、これだけはぜひという内容なんですけれども、携帯電話会社の有害サイトのアクセスを制限するというサービス、これは無料ですが、そういうフィルタリングの利用というものについて、これも具体的に知っていただいて、そうした手法をとっていただくということが必要だと。これは時間の制限ができます。それから、ブラックリスト方式、あるいはホワイトリスト方式というのがあって、見せたくないものや見せたいものだけというような制限ができますので、年齢に合わせたそうしたサイトの利用の仕方というものを具体的に保護者の方が知っていただくということも必要だというふうに思います。

そしてもう一つは、やはり我が家のルールづくりです。この際に特にポイントになることですが、携帯電話を使う目的をはっきりさせるということが一つ。もう一つは、必ず親子、あるいは家族で話し合っただけでルールをつくること。そして、日常の使用の状況をきちんと見守っていて、親がそのことに対してきちんと指導をすること。それから、ルールは時として機械そのものも進歩しますし、情報も進歩しますので、必ず定期的に見直していくと。特にルールの中で、これはもう絶対にその内容として盛り込んでほしいのは、友達を傷つけるような使い方は絶対しないということ、それから、これは難しいことかもしれませんが、夜間は使わない。そして、トラブルに巻き込まれたら、必ず身近な大人に相談をすること。こうしたことをルールの中に盛り込んで、親子で話し合い、それをきちんと決めて守っていくといったことについての指導を家庭でもお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） 詳細にありがとうございました。

郡上市の中のある中学校では、登校時に担任の先生が預かられて、そして下校時にそれを返してあげると、そういう方法もとられておるといふことをお聞きしましたので、どうかこの携帯電話が本当に正しく使われるような御配慮をいろいろとお願いしたいと思います。

次に、郡上おどりと観光のまちの課題といふことで質問をしたいと思います。

郡上の暑い夏が終わりました。ことしは猛暑と言われるほど暑い日が続き、とうとう暑さ日本一を記録した日がありました。徹夜踊り、踊りコンクールの日に雨に降られ、大変残念でしたが、日程のほとんどが好天に恵まれ、発祥祭、変装踊り、踊り納めの日などはお盆並みの人手があったように思います。白鳥おどりもきつと同じだったと思います。

先日、虹の会の研修旅行で足助町に行ってきました。香嵐溪で知られる足助町はまちづくりの先進地でもあります。ただ古い建築物を保存するだけでなく、町に似合った新しいものをつくっていきながら、住民の活躍の場を創設し、観光事業にもつなげているまちといふことです。高齢者が生涯現役で活躍する場も活発といふことで、ハムをつくるZ i Z i工房、パンをつくるバーバラはうすも見学してきました。お金を使ってもらふことも大切だが、訪れた人に元気になって帰ってもらふことが観光、また、まねでなく、ここだけでしかできないものを見つけ、長く続けていくことが大切と説明されました。

足助のまちを散策して思ふことは、郡上市には町起こしをする素材、宝がいっぱいあるといふことです。例えば、水と山、鮎、踊り、そして誇れる文化、歴史です。その宝を先人がどれほどの思いで磨き、現在につないでいてくださっているかを感謝しながら、このすばらしい宝にさらに磨きをかけていくのは、今この場所にいる私たちだと思ひました。きょうは、地元の人の姿が見えないといわれる縁日踊りにもっともっとみんなが参加し、盛り上げることができないかを考えてみました。

踊り納めの日、町内の仲良しグループの方がおそろいのTシャツで踊ってみえ、ほほ笑ましいと思ひました。浴衣を着なくても十分楽しい雰囲気伝わってきました。またあるグループでは、そろいの踊り手ぬぐいをつくって、それを肩にかけ、近所の踊り会場で気軽に踊ってもらったらどうやろう、こんな提案もありました。ことし初めて企画された皆勤賞と助平賞、踊りへの参加促進や商店街の活性化に一役も二役もかわれたことと思ひます。それぞれの賞をいただかれた人数、市内外別に改めて教えていただきたいと思ひます。市民も地元の発展会も、それぞれの立場で頑張っています。市としても商工会とタイアップして、縁日踊りを盛り上げるための地元の人の参加が望める努力をどのようになされているかをお聞きしたいと思ひます。ちなみに、この踊り助平といふガムですけれども、先ほど紹介しました皆勤賞、助平賞にちなみ、新町発展会の方がI N Gの協力もいただけてつくられたものです。それぞれの商店の方が

購入され、郡上に訪れた人にお分けしたり、また、サービスで差し上げられたものだそうです。どうかこの点のことをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

菟島商工観光部長。

○商工観光部長（菟島由実君） それでは、郡上おどり、縁日踊りについてお答えをいたします。

ことしも郡上おどり、白鳥おどりのロングランの踊りシーズンが熱く展開をされまして、特に事故等もなく、踊りのまち郡上を内外の皆さんに楽しんでいただけたのではないかと考えております。ただし、今もお話がありましたとおり、踊りコンクールの日とか徹夜踊りの期間の中で雨降りがございまして、その他いろんな要因もあったと思いますが、お客様の入り込みは昨年対比14.7%減の27万5,000人でございました。白鳥おどりの方はまだ25日に1夜残しておりますが、これまでのところを見ましても、やはり17.8%の減というような状況でございます。

郡上おどりについて、かねてから地元離れが進んでいるというような指摘がされていますが、残念ながら、今シーズンもそうした傾向があったようでございます。地元の中で踊れる人が減っているのではないかとというような御指摘もありますし、また、人々の趣味が多様化していることとか、あるいは子どもを連れて一緒に踊り会場へ行ってくれる、そういう親が減っているのではないとか、いろいろな要因が考えられるかと思っております。

お話のありました縁日踊りでございますが、郡上おどりの縁日踊りは、各地元の自治会が主催をしまして、屋形の設置から、会場全般の運営を行っておられます。加えて、切籠とか、あんどんとか、吹き流しとか、いろいろな飾りつけをして雰囲気づくりをやってみえますし、また、踊りコンクールの中では、自治会が主催したり協賛をして進めているものもございます。郡上おどり運営委員会がございしますが、そちらでもこの縁日踊りのイベントを奨励して、2万4,000円を上限として、対象経費の2分の1の助成を行っているところでございます。

そうした縁日踊りでございますが、一面ではいろいろなそういう企画もちょっと定例化してきた感がございまして、また参加者が固定しているというようなところもあるようでございまして、もう少し広く、多くの市民に気軽に参加してもらえというような工夫とか、新たな展開が求められてきているのかなというところでございます。今すぐ参加者をぐんとアップさせるというような妙案があるわけでもございせんが、基本的には、やはり市民の皆さんが正調の踊りを習いを覚えていただいて、気軽に踊りの輪に加わっていただくというような、昔ながらの風土・習慣を少し取り戻していただきたいなあと。そのためには、やっぱり家庭の中から、家族みんなそろって踊りに向かうというような気持ちを高めていただきたいと思っておりますし、またそのほかでは、学校教育の場とか公民館活動、あるいは女性や高齢者の活動の場でもこうした踊りを楽しんでいただくというような、地道な底辺の支えが必要かなと考えております。も

ちろん縁日踊りそのものの主催の中でどのような工夫をして来ていただくかということ、関係の皆さんと御相談をしたいと考えております。

それから、お尋ねの郡上おどり皆勤賞の成果でございます。ことし初めて郡上おどり皆勤賞というのを新町発展会とお二人の女性デザイナーとの共同企画によって実施をされました。ちょうど夏休みのラジオ体操のカードのようなもので、踊り会場へ来て判こを押してもらって、それが33夜の踊りに参加をすると、賞状とか副賞とか、楽しい恩典があるというような企画でございます。今回は182名の応募がございました。その中で見事皆勤賞を獲得されたのは9名でございました。それから、15日以上参加をされた方には踊り助平賞と。踊り助平というのは、昔から踊りが好きで好きでしようがない人のことを踊り助平と言いますが、そうした賞も設けたわけですが、こちらは72名の方が獲得をされています。その内訳を見ますと、皆勤賞9名の内訳では、市内の方が3名、市外の方が6名ということでございましたし、踊り助平賞の72名の内訳は、市内の方が18名、市外の方は54名という結果でございました。ここでも市外からの参加者の熱意というものが非常によく見てとれるわけでございます。それだけに、今回広く情報発信して、いろんな話題提供ができたかなあと、そうした成果を評価できるわけでございます。マスコミでもたびたび取り上げられまして情報発信ができたことすし、そうした関係者の御尽力には敬意を表するところでございます。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田代はつ江君。

○3番（田代はつ江君） ありがとうございます。

ことしは本当に踊り皆勤賞と助平賞の話題が大変に多かったと思いますので、こういう企画をどんどん今後もまたやって、そして、どちらかというと市外の方が多いいいことですので、とにかく地元の方がもっと気楽に参加ができる踊りにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、田代はつ江君の質問は終了をいたしました。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、13番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。

暑い日が続いておりますけれども、昨夜はすごい雷が鳴りました。春起こしの春雷という言葉は知っておりますけれども、秋の言葉にそういった言葉があるかどうかわかりませんが

も、季節は順次進んでおるなというようなことを思っております。市内においても俳句大会、短歌大会等々ございました。そしてまた11日ですか、郡上市の郡上学総合学習講座というようなことで、大変御苦労さまでございました。秋は、特に私思っておりますに、心を養うときと申しますか、1年のうちで時の流れが速い中で感性豊かな心を養う、そういった時期ではないかなと思っております。そういったことを含めて、きょうは2点について質問をいたします。議長に通告しました2点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、観光振興の状況、特に外国人旅行者の現状等について伺いをしたいと思います。

さて、少子・高齢化社会の到来や経済の急速な低下など、我が国が取り巻く情勢は大きく変化しております。そして、これらの変化に対応し、世界、中でもアジアの成長と活力を我が国の経済社会に取り込むための取り組みが求められております。

さて観光交流の推進の拡大は、地域経済の活性化に資するだけでなく、雇用の創出などにつながるなど経済への発展に寄与するほか、広域的な相互理解の増進などの意義も有しており、観光立市の実現は、21世紀のふるさとづくりの柱として、今後ますます取り組む必要が求められております。市では、地域の魅力づくりと観光交流の促進が優先課題の一つとして取り組まれています。地域の魅力づくり、とりわけ魅力あるまちづくり活動をどのように観光交流に結びつけ、外国人誘致戦略の観光振興をどのように図っておられるか、1点目をお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 尾村議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。観光という言葉でございますけれども、よく知られておりますように、中国の易経という書物の中に出てくる「国の光を觀（み）る、用（もつ）て王に賓たるに利（よろ）し」という言葉から出ているというふうに言われております。要するに、その地域その地域の非常に光輝くものをやはり人々は見たいということであろうかと思っておりますけれども、そういう意味では、観光ということを考えたときに、その地域の光るものをどうやってつくるかというまちづくりということが非常に必要だというふうに思います。そのまちづくり、光るものは、場合によれば風景や景観というものであったり、あるいはその土地の産物、特産物であったり、あるいはその土地の風俗・人情といったような人というものであったりするというふうに思います。そういう意味で、郡上市は先人の皆さん方がいろいろなところで美しい景観、環境づくりというようなことで努力をしてきていただいておりますし、また、例えば特産物というようなものを農産物、果樹、あるいはいろいろな料理の開発、そういったようなことに努力をしておっていただいております。ま

た、この郡上の魅力の大きなものは、よく人であるということと言われておりますけれども、そうしたこの土地にやはり魅力のある人々が住む、あるいは親切な人が住んでいるといったようなことが非常に大事だというふうに思います。

そういった意味で、この観光交流を進めるということでは、やはり何といたっても、まず私たち郡上市民が、この土地に暮らしていき暮らしやすい地域をつくっていくということが大事だというふうに思っております。そういうことで、いろいろ例えば水環境を守る運動であるとか、あるいは先ほどもお話に出ておりました郡上おどりというものを地元の皆さんがやはり大切に楽しむといったようなこと、あるいは今度も郡上の食の祭典ということが計画されておりますが、そうした伝統的な郷土料理、そして新しい料理の開発といったようなことが非常に進められておるといってごさいます。また、人という意味では、人情の温かい郡上人というよき伝統を守っていきたいと思いますし、私はやはり地域のいろんな歴史・文化に造詣の深い市民をつくるということが大事だと思います。そういった意味で、今、白山文化であるとか、あるいは古今伝授の里であるとか、あるいは郡上八幡の城下町の成り立ちであるとか、こういったことを中心に、ことしは郡上学の総合講座というのをやっていますが、そうした日常、やはり私たちが郡上市に住んでいてよかったと、市民みんなが喜ばれるような地域づくりをすることが、ひいては遠くの外国の方も含めて郡上へ観光に来ていただける魅力をつくれるものというふうに思っております。これもよく私が申し上げることですけれども、論語の中に「近き者説（よろこ）べば、遠き者来る」、こういう言葉がありますが、近くに現に住んでいる者が住みよい郡上をつくること、それが遠くからお客さんを、観光客等来ていただく方を引きつける要諦であるというふうに考えて、そうしたことを努力してまいりたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） 郡上市には本当にいいところもたくさんあります。そうした中で、やはり歴史・文化を大切にしながら、それをPRしながらお客さんに来ていただく。また、それに対して、外国の人たちも郡上市に来て共鳴を受ける、そういったことが必要でないかなと思っておりますので、力を入れてやっていただければありがたいと思います。

さて、県においては平成19年10月には「みんなでつくろう観光王国飛騨・美濃条例」が施行され、平成21年4月には観光交流推進局の設置により、県の観光振興に今までと違った大きな期待が寄せられているところであります。その一つとして、県においては本年8月26日、高山市において中国観光誘致戦略セミナーが開かれました。これは、7月に中国向け個人観光ビザの発給要件が緩和されたことや、10月23から26日まで、県の上海万博出展などを受け、官民連

携での誘致戦略を探ろうと開催するとのことであります。また、各県においても外国人誘致活動が活発になり、鳥取県境港市の市長は韓国に、また美濃加茂市長は7月16日から3日間、中国の大連を視察し、外国人誘客活動をして、それぞれ国の各関係者と交流し、大きな成果があったとのことであります。郡上市においても、外国人誘致戦略としてどのような動きがあるのか、お聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御指摘のように、これから特に東南アジア、また中でも中国の皆さんが大変日本においでになるということになろうかと思えます。そういった意味で、私ども郡上市におきましても、そういった地域からの誘客ということを重視しておりまして、幾つか例を申し上げますと、まず郡上市、岐阜市、下呂市という3市の観光宣伝協議会というのがございますが、これはこれまで台湾での誘客活動をいたしておりました。ことしは11月に上海へ出かけて行って誘客活動をいたしたいというふうに考えております。また、シンガポール等につきましても非常に岐阜県が力を入れておっていただきますので、これに対しましてもいろいろと現地へ出かけて行って誘客活動をしてまいりたい。あるいは、近く、シンガポールからも郡上市の観光事情の調査においでになるということがございますので、そうした対応をしたいというふうに思っております。

また、お隣の富山県の高岡市、南砺市との共同で、台湾におきます誘致活動ということをやっております。もうこの誘致活動には、郡上市の観光連盟の和田会長さん等も出かけていかれて、営業活動というのを一生懸命やっておるということがございますので、今後ともこうした活動を続けて、力を入れていきたいというふうに思っております。

また、先日、これからのいろいろと交流について検討しようということで、覚書を締結いたしました七尾市の市長さんにお聞きをいたしますと、今、七尾市の和倉温泉は、能登空港を使って日本においでになる台湾のお客さんが多いわけですが、能登空港の飛行機の手配等がいっぱいで、かなりの方がセントレアから入ってこられるということで、当然そうなりますと、セントレアから七尾への通り道に郡上市があるわけがございますので、そうした観点のお客様も、和倉温泉なんかにおいでになるお客様も、ぜひこの郡上市へお立ち寄りをいただきたいということで、今後そうした可能性を探っていくというようなことも話し合ったところでございます。

私自身、なかなかトップセールスということで、外国にこれまでよう行っておりませんが、もちろん機会があれば行きたいと思っておりますけれども、中国、台湾、シンガポール等々の地域の誘客活動に今後とも力を入れてまいりたいというふうに思っています。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

やはりそれぞれの市とも連携をとりながらやっておっただいておるといふようなことで、私もそれは同感でございます。けれども、単発的に行っても、なかなか誘客というのは図れないことがあろうかと思ひますもんで、やはりできればエージェント等はルートとかノウハウを知っておりますので、そこら辺への誘客活動も必要ではないかなと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

これまでは物見遊山の周遊型であったものが、地域の自然や文化に触れたり、その地域ならではの暮らしを体験する滞在型のものが脚光を浴びています。そして、その一つとして、日本の古きよき伝統文化に触れられるスタイルは、先ほど市長も申し上げましたが、近年、外国人観光客にも歓迎され始めているとも言われております。このことから、観光交流を考えると、地域の人々が地域の暮らしや歴史・文化・食などを大切に、それから生まれる魅力あるまちづくりが今後大事な観光要素になってくると考えます。

そこで3点目、市は、ホテルでも旅館でもなく、宿泊が格安である宿泊施設、俗に言うゲストハウスについてどう考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 葦島商工観光部長。

○商工観光部長（葦島由実君） では、ゲストハウスについてのお答えをさせていただきます。

ゲストハウスというのは、大ざっぱに申しますと、中・長期の間滞在できる比較的安価な宿泊施設といふようなことで、最近広まっているようでございます。その形態はいろいろさまざまでありまして、個室型のものから、相部屋でずうっと滞在するといふようなものもあるようでございまして、食事の提供はないところが多いですし、また入居費も安価に設定されているといふようなところが多いようでございます。最近では、日本国内でも外国人の旅行者向けにこうしたゲストハウスが増加をしております、入居の手続も簡便ですし、比較的安価で長い間、安気に滞在できるといふようなことで、そうした利用者がふえているようでございます。例えば外国人の旅行者が日本のある地方の暮らしとか文化をずうっと体験したいといふようなことで、2週間とか1ヵ月、そこに滞在をして、周辺を見聞して回るとか、そうしたケースがあるようでございまして、そういうときには、この宿舎が大変利用には好都合だといふようなことでございます。

今のところ、この郡上市内では、私ども行政の方へも、それぞれの観光協会の方へも、このゲストハウスの要請といふのは出ていないようでございまして、こういった形態の宿泊施設がこれから市内に開設されてうまく経営していけるかどうかは判断が難しいところではござい

す。ただし、やり方によっては、インターネット予約などを通じて利用を拡大できるというようなことも期待できる産業でありますので、滞在型の観光を推進する上でも、将来の一つのモデルケースといたしますか、ビジネスモデルになるのではないかなと考えております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

やはり日本の伝統文化、そういったことを外国人に知っていただくには、そういったゲストハウス等を今後考えていく必要があろうかと思っております。町なかにおいても空き家、空き店舗等々があります。そういったところは日本の様式、日本の住家でありますので、そういったところを利用しながら、今後検討をしていただければありがたいと思っております。ちなみに、民泊も緩和されたと聞いております。値段も安いというようなことで、将来的にはこういったことを商品として立ち上げていくのが大事なことではないかなと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。今議会開会日に市長より、郡上市が9月4日、気温が39.1度で日本一暑かった話をされましたが、次の質問は、先ごろギネス認定された日本土鈴館についてお伺いをします。

9月の広報の表紙に載っておりましたので、皆さんも御存じかと思えます。この日本土鈴館については、遠山館長が60年以上の歳月をかけ収集した土鈴1万6,040点が、イギリスにありますギネスワールドレコード社より世界記録に認定されました。遠山館長いわく、このギネスに認定された土鈴を郡上の観光振興のために役立たせたい。また、世界一という夢はかなったが、貴重な土鈴を研究して後世に伝えていきたいと言っておられます。このギネス認定については県下で2例目、また、日置市長が申請時に認証に関する意見書も出しておられます。いずれにしても、郡上市はもちろん、日本・世界の宝であります。今後の活用について市はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 土鈴のギネスブック認定でございますが、ただいま御解説いただいたとおりでございます。去る8月2日に、有名なギネスブックで世界一の認定を受けましたことは、本当に最近の明るいニュースの話題の一つであり、郡上市としてもまことに心喜ばしいニュースだと存じております。今後は、新たに脚光を浴びました話題の観光スポットとして、また地域の観光名所を線で結ぶ観光ルートの資源の一つとして各種の観光PRで御紹介をし、またその価値を内外に広めていくということを考えております。市の観光連盟、観光協会とともにそうした活動を進めたいと考えております。

また、この土鈴館を見学するだけでなく、できれば土鈴自体をもう少し広く知っていただくとか、販売できるというようなことができないか。あるいは、何らかの形で体験メニューとしてつくり出せないかなど。そうしたこともいろいろ思っておりますが、何しろ遠山さんが主宰の第一義でございますので、いろいろ御相談をしながら、関係者ともども進めさせていただきたいなあと思っております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ただいまの答弁で体験メニューというお話がございました。八幡においても食品サンプルの体験できる場所がございます。そういったところを線と線で結んでいただいて、郡上市内を1日、また1泊していただき、そういった方向に持って行っていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、白山自然文化ゾーン整備についてお伺いをいたします。

白山自然文化ゾーン、これは緑豊かな自然、白山文化を生かして、白鳥町の西部地域、長良川から西でございますけれども、主に長滝、石徹白、白山を一体に整備し、白山文化の里の整備、文化財の保存・継承、またアウトドアを中心に観光産業の振興等々をかんがみ、ひいては市長が言われる郡上学的観点から質問をいたします。

霊峰白山は、古来、富士山、立山と並んで日本を代表する3名山の一つと言われております。そして、信仰の拠点となった場所に、越前、加賀、美濃の3馬場があり、乗ってきた馬をここにとめ置き、ここから白山に向けて山岳信仰を行ったということでもあります。当時は「上り千人、下り千人」といって、多くの信者の方々が登拝したと言い伝えられております。特に白鳥町的美濃番場からは、白山の登拝によって長滝、石徹白の集落が栄え、今も貴重な文化財が数多く残っております。岐阜県下では郡上市の国・県の文化財が高山市に次いで151件と県内2番目に多く、その半数は白鳥町が有しております。これも白山文化が地域の住民によって今日まで大切に受け継がれてきたことのあかしとも言えるのではないのでしょうか。

さて、市においても人口減少や少子・高齢化が進み、地域の伝統文化を保存・伝承することが大変難しくなってきました。市民が住みよく暮らしやすい地域づくりを行うには、自分たちが住む地域の文化について正しく学び、郷土の誇りをはぐくみ、地域の伝統文化を大切に保存・継承していくことが必要かと考えます。そうした意味において、市では、先ほど申し上げましたが、郡上総合講座といった地域の歴史・文化、自然、産業など、地域資源を見直し、生かす取り組みを始めました。本年度は郡上の歴史をテーマに10回の総合講座を計画・実施しております。その中で、白鳥町では白山信仰について3回の講座が開かれました。その中の一つ、美濃禅定道についてお伺いをいたします。

この禅定道は、現在の長滝三社寺を起点に、檜峠を経て石徹白に入り、白山中居神社より登拝道となる道であります。この禅定道沿いには遺跡等が多く、良好な状態で残っております。また、石徹白大杉、阿弥陀ヶ滝など、名所や天然記念物もあります。こうした観光名所を生かしながら、今後はアウトドアを含め多くの体験できるメニューが求められております。かつて白鳥中学校の生徒たちが学校教育の中で、この禅定道の復元のため、石を持って上り、道の復元作業をした経緯があります。今まさにこういったことが郡上学を発信してきたことと相つながることと思います。先人の人々が利用してきた古い道の活用、美濃禅定道について、市はどう考えておるか、お伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、美濃禅定道を初めとする古い道の活用という御質問についてお答えをいたします。

まず、美濃禅定道ですけれども、これは白山信仰の登拝道の一つで、ほかには越前、それから加賀に同様の禅定道がありますが、美濃禅定道の場合は、議員おっしゃったように、長滝の白山神社から阿弥陀ヶ滝、檜峠、白山の中居神社、そして大杉を経て、さらに銚子ヶ峰、別山、それから白山の御前峰に至るといふ登山道ですけれども、現在のところ、石徹白の白山中居神社から石徹白大杉、そして銚子ヶ峰、別山といった登山道は、ほぼ昔の登拝道と同じというような形で登山者に親しまれておりますし、この道につきましても、清掃登山ですとか、いろいろな行事や活動が行われておりますので、比較的利用がされているし、また道筋がある文化財もよく知られているんじゃないかというふうに思います。

お話のあった長滝白山神社から檜峠までの古い道につきましても、白鳥中学校の生徒の皆さんが復元作業をしたということですので、少しそのことについて御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

平成5年から、白鳥中学校の統合30周年の一環として、全校の生徒が参加をして、歴史街道の整備事業として、前谷から檜峠までのいわゆる美濃禅定道の間部分に当たりますが、その整備を行いました。その内容ですけれども、この白山への道を歴史街道として保存をし、後世の人たちに伝えること、同時に、親子と一緒に汗を流して活動をして、地域の文化遺産を大切にす心ですとか、あるいはふるさとに対する誇りを持つといった内容をもって行われました。

全長が2.5キロメートルありますけれども、本当に親子で力を合わせて、クマザサを刈ったり、崩れているがけをつるはしで切り開いたり、谷川がありますので、そこへ大きな杉を一緒に切り倒して橋をかけたり、さらには長良川から二、三キロもあるような石を担いで上って石畳を整備すると。文字どおり汗まみれ、泥まみれになって生徒の皆さんがこの復元作業に当た

られました。これは平成5年から平成10年まで継続されて、一まず前谷から檜峠までの整備は完成をしたという状況になっています。

この中学校の生徒さんが行った事業の意味ですけれども、前谷から石徹白といういわゆる生活道路の一部として使われてきた道でもあるこの道路を、復元をしながら暮らしの歴史を学びました。例えば2体の地蔵がありますけれども、その地蔵のいわれについて学んだり、あるいは歩荷（ボッカ）の皆さん方が通られる道ですとか、郵便配達の方が遭難をされたというような、さまざまな言い伝えがありますが、それを体験を通してながら学ばれたということに非常に大きな意味がありますし、同時に、石徹白騒動等でのふるさとの歴史も体験の中で学ばれたということで、極めて意義深い活動であったというふうに思います。

こういう感想が残っております。作業を終えてみると、滝があり、緑が茂って、草のにおいがしました。空気もおいしく感じました。今は石徹白まで自動車が行ける道があるけれど、ハイキングなどであの歴史街道が使われ、多くの人に見てほしいと思っていますという、これは生徒の感想ですが、現在、この歴史街道を整備されてからほぼ10年を経過しておりますし、途中、谷川が横切っていたり、あるいはがけという道路があって、今は少し荒れていて、ハイキングに使うというのは不向きのようなのですが、何らかの形でこうした活動が継続されて、こうした事業が受け継がれていくことを期待したいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

中学生の方々が平成5年から平成10年までこういった復元作業をしていただいたということでございます。私は、できれば長滝からの道を復元できるようなことをしていただきたいなと思っております。一つには、長滝から白山へ登る道として、一般の信者の上った登拝道と、そしてまた修験者が通った行者道とあると聞いております。修験者の方々が上った道は険しい道であったかと思えます。けれども、一般信者の方が上った道も残っておるということでございます。将来的にはやはりハイキング、トレッキング等々のアウトドアに活用し、歴史に親しむ、そういったことが必要であって、中学生の生徒たちもそういった気持ちでやられたかと思えますので、今後、調査研究をしていただくよう、お願いをいたします。

次に、白鳥町では白山文化の里として、こうした白山信仰の自然遺産、文化遺産を生かしたまちづくりが進められ、現在に至っております。白山文化博物館を中心に、歴史・文化の保全や活用も図られています。そうした中、21世紀は心の時代とも言われております。当地域においても、白山信仰に関する祭礼信仰に基づく独自の間取りを持つ民家、白山に連なる山々を背後に控えた集落景観、歴史的建造物等々、歴史・文化財及び景観を生かした地域づくりに取り

組んでいます。そうしたことを踏まえ、文化財探訪や観光コースの設定・開発についてどう考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、私どもからは文化財探訪で現在も行っておりますことをお答えして、御質問の回答にかえさせていただきたいと思いますが、平成11年に「ふるさとを歩く」という歴史の冊子をつくりましたけれども、その中にこういうそれぞれの地域に道路と文化財をわかりやすく示したものが既にでき上がっております。これは旧7ヵ町村すべてについて、文化財と道を関連づけて、歩きながら歴史を学ぶといった内容になっております。それから、郡上市の文化財保護協議会の方でこうした郡上市文化財マップというものを作成していただいております。これも地図とあわせて文化財の位置を示したものですし、石徹白では独自にこうしたガイドブックもつくっておっていただきます。こうしたものを活用するということと、それからあわせて、郡上学の方でも、歴史探訪の内容をその中に盛り込んでおりますので、郡上学の講座を受けていただきながら、実際に現地を歩いていただき、文化財を見ていただいて、郡上市の文化について理解をしていただくと、こういったことをこれからも教育委員会としても続けていきたいというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

ただいま文化財マップ、そしてまたガイドブック等々があるということでございます。こういったことは観光客にとって本当に必要なことかと思えますけれども、先般ですか、3月でしたと思うんですけれども、長滝の長龍寺の防犯カメラ等を修理していただいた経緯がございます。今現在、この前も新聞に載っておりましたけれども、大師堂の金剛童子の入っております館にクマがみつを取りに入ったというようなことで、壁が壊れたということでございます。そして、去年は長滝のででん祭りのみこしの修復・修理のこともありました。そういったところを観光客がやはり見られると、何か観光客にとってちょっとダメージを受けるようなことがあろうかと思えますので、早急に調査をしていただいて、こういったことに早急に取り組んでいただければ、観光客に見ていただいてもいいのではないかなというようなことを思っております。よろしくお願いをいたします。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、合併前は、それぞれ旧7ヵ町村が将来へ向かって夢を持ち、合併することにより、合併前にできない大規模な事業や新規事業が何一つできないという閉塞感が出てきております。これからは各地域で同じことをやるのではなく、特色ある独創的な事業を選んで、集中的に実施するよう要望しまして、私の一般質問を終わらせていた

だきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時52分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君の質問を許可します。

渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長より許可いただきましたので、通告に従いまして、大きく2点につきましてでございますが、質問をさせていただきたいと思っております。

質問で交流・教育・観光・おもてなしなんて、何か取りとめのない、つかみどころのないような文言を並べました。そして、先ほど尾村議員より観光交流についての質問もございましたけれども、私は、民間の活動に対する評価と、またそれに対しまして今後どのような協力体制がとっていただけるかというようなことにつきまして御質問を申し上げたいと思っております。

去る6月27日に、郡上市内の中学生・高校生を対象にされまして、英語ボランティア観光ガイドの体験学習が国際交流団体ぎふ善意通訳ガイドネットワークの主催により、郡上市民の主催によりまして開催をされ、市内の白鳥中学、八幡中学、西中学、それから郡上高校、そして関高等々の生徒さんと、その保護者も加わり、外国人のゲストに英語でこの八幡の観光スポットを案内されながら、またそこで外人さんとの交流を図られたと、そういう講座が開催されましたけれども、大変貴重な体験をされたというようなことでもございまして、その内容につきましては、報告書をいただきながら見させていただいておるところですが、子どもたちが郡上の観光を言葉で外人さんをもてなすという大変貴重な体験をされ、その中で英語に対する、また外国に対する夢を膨らませてみえるようでもございます。そのスポットをガイドするために、それぞれ自分が学びながら、この郡上を、余計ふるさとを学んだというようなところでもございまして、ゲストとの会話により、より外国への興味がわいたというようなこともございました。

その一番の特徴の中には、学校で学べない英語を、生きた英語を、郡上にある川のせぎとか、そしてぼったりとか、そういうような身近にあるもので英語で表現できないものをどのようにして表現するかというようなことが大変何か興味が余計わいたというようなこともお聞きをし

ておりますけれども、子どもたちが郡上を観光ガイドをしながらネットワーク主催のこの学習会、その参加者の評価もいよいよでございますけれども、このネットワーク主催の学習会は、岐阜と、またその後には大垣の方でも開かれたというふうに聞いておりますし、どうも野島県議も動向されまして、県の教育長の方へもこの内容につきまして何か報告をされておるといようなことを聞いております。

今回の郡上での英語観光ガイド研修会につきましては、郡上市、また郡上の教育委員会、それに商工観光部、観光連盟等も後援されておりますが、国際友好・交流の観点から、また、生きた英語を学ぶ語学力の観点から、そして観光スポットをガイドする、そのようなガイドをするというおもてなし、そんなことを兼ね備えたこの民間の取り組みをどのように評価されているのか、まず第1点目をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） ただいま御質問の外国語通訳ガイドの体験講座でございますが、ただいま御説明いただいたとおりでございます。当初の募集を大きく上回って、中学生14名、高校生10名、合わせて24名の御参加があったということでございますし、引率の教師、保護者も同行されたということでございます。市の方からも職員が同行させていただきました。

今回のボランティアガイド体験講座の成果でございますが、生徒がそうした英語を実践的に使うことの楽しさ、おもしろさ、あるいは外国人とコミュニケーションをするという楽しさを身をもって体験できたことが大きな成果だと思います。また、郡上市の中において、こうした通訳ガイドの組織とか活動を定着させるための第一歩を踏み出せたということで大変意義があると思いますし、こうした若い世代の共感が得られて、今後こうした活動が広がっていくことが期待をされます。特に、民間団体の試みでございまして、将来につながる活動として期待をさせていただくわけございまして、どうか継続してこうした活動を積み上げていかれることを期待しております。特に郡上市の観光面では外国人の観光客の誘客を進めておりますので、外国語ガイドのさらなる充実を非常に期待するところでございます。観光だけでなく、恐らく教育とか、福祉とか、行政サービスや市民生活の幅広い支援で、これからは外国人へのそうした対応とかおもてなしということが必要になってくると思いますが、そうした場面でこのような通訳ガイドさんが活躍されるということは非常に大切なことでありまして、そうした皆さんの活動の状況を見ながら、行政としても側面的な支援を考えていきたいと考えております。また、市内には既存の国際交流協会などもございますので、そうした団体等ともうまく連携をしていただければ、さらに活動が広がるのではないかと期待をしておるところでございます。

（14番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 今回こうやって中学生、高校生の皆さんがこういう研修をされたということでございますけれども、やはり観光地として、しかもまた海外からの誘客に力を入れている郡上市といたしまして、観光施設、そして宿泊施設等々の皆さんが、少しでもそのようなもてなしの気持ちとして、このようなことに取り組むということも必要でないかと思うんですが、その辺につきましてのお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 葦島商工観光部長。

○商工観光部長（葦島由実君） これまでも市内には外国のお客様でいらっしゃるツアーの皆さんとか団体客は、それぞれに添乗員で通訳の方がついてこられるということが多いわけですが、いろいろな小グループとか、あるいは視察に来られる方々の中には、こちらで通訳を都合するというような場合もございます。英語の通訳の方はもちろんですが、中国語とか韓国語とか、こちらで観光協会とか連盟で通訳をお願いして調達させていただくというようなこともやっております。ただ、若い皆さんがこうしたことに興味を持っていただいて、これからガイドの役割を果たしていただくということは大変ありがたいことだと思います。また、市のいろんな観光パンフレットとか冊子では、これまでも英語、中国語、韓国語、台湾語等で通訳したといえますか、そうした言語で発行した観光の冊子とか、あるいは観光マップとかがいろいろございます。そうしたものも活用しながら、こういう外国からのお客様のおもてなしといえますか、対応をこれからも考えていきたいと思っております。

（14番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ただいまいろんな通訳をお願いしてというような言葉がございましたけれども、実はこれ、ここに外国人ゲストとの町歩きで実際に使ってみえるというような、このような郡上おどり、またそこにはげたですとか浴衣等々、今回の会に向けて訳されて、八幡の中のいろんなポイントを英語にされておるこういう文書もございますが、これを例えば各施設に置いておいて、そして外国からのお客さんに、地元というか、宿泊施設の人が案内をする。そんなことも今後においてはやっていくことが、先ほども出ておりましたが、外国からのお客さんを誘客するにしても、何か特色を持ったということになりますと、本当に心からのおもてなし、じかに自分の言葉でお客さんに伝える、そんなことが必要でないかと思っておりますが、その辺につきましては何かお考えはないでしょうか。もしよろしかったら、先ほど市長さん、そのような答弁をされておりましたが、市長さん、もしお考えがございましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君）　今回は打席が回ってこないかと思っておりましたが、今お話がありましたように、今回のこの取り組みは非常に素晴らしいというふうに思います。そして、御指摘のように、こうしたことは中学生や高校生だけということではなくて、むしろまちの人たちが、みんなが少なくとも、それほど非常に込み入った難しい会話でなくて、基本的な例えば郡上八幡の説明をする、あるいは郡上の文化を説明するというような、言葉は例えば英語で言うかどうかというようなこと、今回、私もこの資料を見させていただいて、ああ、なるほど、げたはこういうふうに言うのかとか、浴衣はこういう表現なのかとか、非常になるほどと目を開かせていただいたようなことがございます。こうしたことを市民の皆さんがやはり共通の言葉、共通の一つの能力として身につけるといことは非常に大切だと思います。郡上市は例えばもう既に国際交流協会もございますし、あるいは岐阜大学の留学生をホームステイというような形で受け入れているというような素地もございますので、十分そういったことは可能であるというふうに思いますし、例えば簡単な英会話というようなもの、これは一つの私の思案ですけれども、例えばこうした日本文化、郡上文化を英語で言うにはどうしたらいいかというような、簡単な市民講座のようなものだって考えられるのではないかなというふうに思っております。

（14番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君）　渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君）　市長、ありがとうございます。やはりこうやって子どもたちが今回のように取り組んでくれるということ、また、今後においては中国語というような思いもあるようがございますが、教育長にひとつお伺いをしたいと思いますけれども、やはりこうやって民間が取り組んでいただく活動に対しまして、教育委員会としても、今後においても、やはり対子どもということになりますと、教育委員会からの働きかけによって募集といたしますか、そういうことも可能になってくるというようなこともあると思うんですが、教育委員会としての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君）　青木教育長。

○教育長（青木 修君）　それでは、この体験活動について、教育委員会としての評価と、それから今後の支援についてお答えをしたいと思います。

平成23年度からは小学校、それから平成24年度からは中学校が、新しい学習指導要領によって授業等が進められていきます。その中に今回のこうした英語ボランティア観光ガイドのような体験は、実際に生活場面で英語を使うという視点から意味があるというふうに思いますので、学習指導要領にどのようにそうしたことが述べられているかということについてちょっと御紹介したいと思いますけれども、4点ありますが、一つは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること。もう一つは、英語を使ってコミュニケーションをする

ことの楽しさを知り、言語や文化になれ親しむこと、これは小学校です。それからこれは中学校になりますが、聞く、話す、読む、書く力を総合的に育成すること。最後に、学んだことを活用することを大切にすること。特に4点目の学んだことを活用するという意味で、この体験というのは非常に意味があるものだというふうに思います。教室で学んだことがなかなか通じないとか、あるいは独特の言い回しをどうすればいいのかということについては、実際にその場に遭遇してみないとわからないという側面がありますので、そういう意味で、小学校の外国語活動ですとか、あるいは中学校の英語で学んだことを実際に活用し、そして、それをある意味じゃ試してみるという機会として、今後もこうした体験については大事にしていきたいというふうに思います。

それからもう一つは、英語に訳す前にふるさとのことを学ぶということがありますので、ふるさと郡上に愛情と誇りを持つ活動として、そのことに取り組めたということも意味があることだと思います。

それから、積極的に人にかかわってコミュニケーションをとるとというのが、この活動のまた大きな内容であろうかというふうに思いますので、そういういろいろな人と出会って、いろいろな人とコミュニケーションをとっていくという意味でも、この活動の意味はあったのではないかなというふうにとらえているところです。

そこで、こうした学校の授業で行ったことを実際の生活に生かすということを今後さらに広げていく意味でも、できるだけそうした学んだことを活用して生活場面に適用するといったような機会を学校教育の中でも紹介をしていきたいと思っておりますし、そうした機会が、こんな機会があるということを子どもたちも知ってほしいというふうに思いますので、いろいろな団体の皆さん方と連携をしながら、こうした機会の情報をきちんと収集して、それを学校へ伝えるということを教育委員会としても来年度以降実施していきたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ありがとうございます。やはり学校でのALTとの会話しかなかったのが、実際にいろんな外国の方と話すことによって、そういう一つ一つの言葉が本当に新鮮でよかったというような生徒さんからの感想もあったようでございます。そのようなところをもっと大事にしていけたらなと思うところではありますが、先ほども、前の質問の中でゲストハウスというようなことも出ておりましたが、私もこのゲストハウスということ、どうにかしてこの八幡でというような思いで当たってみたことがあるんですが、八幡の方で、2軒の方から御理解をいただいたんですけれども、やはり今空き家してみえるところは、実際、下水につないでいない、そのようなところがあったり、「古いであけておるんや」という、「そういう

古い家やで、そういう外国の人も喜んで泊まるんじゃないか」と言ったら、「古いとおぞいとは違うんや」というような話もありましたけれども、もしこのようなことが実際できるとするのであれば、改築の費用に関して、今何か1軒当たり30万とかの助成とか何とかという話もありますけれども、その辺につきましても、やはり30万でどの程度改築できるんや、自分のところの持ち出しがどんなもんやというような計算をしまして、ゲストハウスとしてやるには、先ほども言われておりますように、非常に低価格でやらんならんとすると、これでやって本当に自分のところの持ち出しはこういうふうで、なかなかひとつ乗り切れんのでないかしらというように思いが家をお持ちの方にもあるようでございますので、もし今後において本当にこれを真剣に取り組んでいただけるようになると思しましたら、やはりこれは民間が当然やることでありましょうが、どうかその支援制度につきましても、ちょっと考え直していただく必要があるのではないかと思いますので、またこれは次の機会に質問させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

続きまして2点目でございますが、校外活動と日常生活というような題で質問しておりますけれども、子どものスポーツクラブが日常生活に支障を来していないかということでございまして、一昨日ですか、八幡中学校の体育祭が本当に猛暑の中で開催をされまして、あの炎天下で本当に真剣に取り組む生徒さんの姿を見ながら感動したところでございます。そして、昨日は私、ちょっと控室でも話しておりましたけれども、八幡公民館の主催によりまして、大日へ40人ほどの市民の方と登りまして、下は小学校2年、上は81歳という年齢差の中で大日へ登りましたが、出発する前に公民館の職員の方から「これはハイキングでない、登山である」という言葉が出まして、何か行く前は楽に考えておったんですが、いざ本当に何十年ぶり、青年時代から本当に久しぶりに登らせていただきました。ゴンドラを使って、それから3時間ほど歩いたわけですが、行く途中でいかにふだん自分が運動不足であるかというようなことをつくづく思ったところでございます。

そんなことで、スポーツの大切さ、またスポーツをする楽しさ等は本当に理解をしておるところでございまして、私も以前といいますか、昔は県のスポーツ振興事業団ができた当時には登録をいたしまして、中濃地域のスポーツ教室に派遣をされて行っておりましたので、スポーツ活動に関する理解はしておるところでございましてけれども、実は最近になりまして、周りの父兄といいますか、親御さんの方から、近ごろの子どもは学習塾とかスポーツクラブ等で、本当に親より、大人より忙しい。また、来年から中学へ子どもが上がると、今度そのクラブの送り迎えかなんかで、今までやっていた先ほどのような公民館活動ができなくなるというようなこと。そして、地域のイベント等への子どもの参加が随分減少してきたというような話を聞いております。実際、きのうの大日のときも、9月21日、大日ヶ岳親子登山というような八幡

の中へ回覧がされたわけですけれども、実際に行かれた子どもさんは2家族の子どもさんだけで、あとはすべて大人ばかりというような、本当に言ってみれば、これは八幡小学校のPTAも協力をしていただいておりますが、ちょっとその面での残念な思いもするところですが、このクラブ活動がどうも種目によっては連日、夜間まで活動が行われるというような実態があるようでございますが、その辺についての把握は、現状はどのようになっているのか。また、スポーツクラブでの指導者は、やはり一つの資格を得て、講習等を受けての有資格者が必要かと思うんですけれども、その辺についてはどのように現在はなっておるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、校外活動と日常生活との関係で、とりわけスポーツクラブの活動等と実際の生活にそうした害がないかということについての御質問ですので、そのことについてお答えをしたいと思いますけれども、まずその前提として、小・中学生のスポーツ活動にかかわる少年スポーツ団体連絡協議会の活動からまず紹介をさせていただきたいと思いません。

この団体は、郡上市でスポーツ活動をしている小・中学生のそれぞれの団体が、平成19年度に郡上市少年スポーツ団体連絡協議会というものを組織化されました。そして、その協議会では、少年のスポーツ活動に関するいろいろな課題について、それを共有し、そして解決に向けて協議をするというのを主な活動の内容におみえになります。その協議会としては、平成22年5月に郡上市少年スポーツ団体憲章というものを策定されて、少年期のスポーツのあり方、それから郡上市でスポーツをする子どもたちや指導者、保護者が守るルール、そうしたもののガイドラインを定められております。この団体は、平成22年度は140の団体が所属をされて、団員数が2,573名、指導者が446名で活動をされております。

そこで、今、御質問のあったことですが、まずスポーツ指導者の資格の問題からお答えしてよろしいでしょうか。このことについては、指導者のすべてが有資格者であるということではありません。といいますのは、種目によって、その資格の基準がさまざまであったり、また、資格を取得するのにいろいろな費用ですとか、あるいは時間がかかるというようなことがあって、スポーツ指導に当たっていらっしゃる方すべてが資格を持っているということとは限らないんです。けれども、資格はないといいながらも、経験があったりとか、あるいは、この協議会では指導者の資質の向上ということを目標にして指導者研修を年2回行っておりますので、そうした種目別の研修会への支援制度も含めて、できるだけいろいろな機会に研修をしていただいて、指導の方法ですとか、あるいは指導に対する考え方を高めていただくという

ように努力をしているところでございます。

それから二つ目に、スポーツ活動の状況ですが、これは平成22年度の調査結果によるんですけども、1週間の活動状況についてまずお答えをしますと、小学校は平日が多いんですが、週大体1回か2回、それから中学校は平日はもう9割近くの団体が活動をしておりまして、特に土曜日、あるいは日曜日に関していいますと、ほとんどの団体が土曜日に活動をしておりまして、日曜日はおおよそ4割くらいの団体が活動していないということで、6割ほどが活動していると。そんなふうに御理解がいただけるのではないかと思います。

1日の活動の状況ですけれども、小学校の場合は平日は大体2時間程度、休日につきましては3時間以内というのが一番多いわけですけれども、ごく一部の団体で、その活動によっては7時間を超えるというところもありますので、こうしたところについては、先ほど申し上げた協議会の中で検討されているガイドラインの中で協議をされながら、適正な時間について御検討いただく必要があろうかというふうに思っております。それから中学生は、平日は大体2時間程度、そして休日は多くが3時間以内、しかし、4割の団体が3時間を超えているというような現状です。活動の終了時間ですけれども、平日は小学校も中学校も大体9時ごろが終了の時間になっていますが、中には10時に至るところがありますので、そういった団体につきましては、先ほど申し上げたように、この協議会のガイドラインに沿って、何とか適正な時間の中で練習を終えていただくような、そうした協議を進めていく必要があろうかというふうに思っております。

家庭生活と公民館等の活動についての御質問もあって、そのことについてもお答えをしてよろしいでしょうか。

それじゃあ、公民館活動について、なかなか参加ができないではないかというような御趣旨で御質問がありましたので、そのことについてお答えをしたいというふうに思いますけれども、実際、それぞれのスポーツ団体も、団体を構成する人数が減っているというようなことで、何とか出てきてほしいといういろいろな強い要望をされるというようなところもあって、なかなか地域の行事ですとか地域の活動、あるいは公民館の活動に参加できないと、そうした悩みがあるというのは確かなように思います。ですが、公民館等の活動、あるいは地域活動も非常に大事だというふうに思っておりますので、そういうクラブ活動以外にも参加していただけるように、指導者、それから保護者の皆さん方とよく話し合っていたり、必要に応じては子どもたちの意見を取り入れていただいて、クラブとして公民館活動に参加をするですとか、あるいはクラブとして地域活動に参加するとかといったような、そういう方法も工夫をしていただくと、その日は練習は休みますが、公民館活動や地域行事に例えばスポーツクラブごとで参加していただくというようなことが、今後、地域活動に参加していただけるような一つの方

策ではないかというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 先に答弁をいただきましたので、多分この辺は抜いてもいいかと思うんですが、やはり公民館の行事につきましても、先ほどの英語でのガイド、それに参加したくても、やはりそこでのクラブ活動があるのではというようなことでよう参加をされなかったという方も事実ございまして、その辺につきましても、一見、子どもさん、親御さんの、うちの子はエリートといえますか、うまくならせて、将来、高校から大学、そして実業団、またプロにと、そういう大きな夢を持ってみえる方もあることでしょうし、強いチームをつくりたいというような思いのある方もあろうと思います。また逆にいえば、学校のふだんの部活だけでいいわというような親御さんもあろうかと思いますが、その辺につきましても、これはクラブの方へ任せるんじゃないし、教育委員会として一回、この前も委員会での発言の中で夜間照明の問題で、夜9時や10時まで子どもたちが外で練習して走り回っておっていいんか、それでもって、例えば家へ9時過ぎに帰って家族で対話、先ほどの家族でルールづくりをすることが必要やというようなお話もございましたけれども、ふだんからそういった子どもたちと家庭で話し合うことが本当に必要でないかと強く思うところですが、やはりこの辺のクラブ活動なりを進める上でも、保護者、また子どもたちと何のためにこの部活をやるんやというところまで、教育委員会としても、これはただ、クラブでやっておってもらうことやでとってほかっておくことやないと思うんですが、教育長、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 決してほかっていうことではないんですけれども、先ほど少し説明をさせていただきました郡上市少年スポーツ団体連絡協議会につきましては、郡上市の教育委員会もこれにかかわります。したがって、助言をすることもありますが、あるいは事によっては指導することもあります。その際に、今、議員おっしゃった、スポーツ活動の目的については、やはり参加する一人ひとりによって違いますので、このことについては、例えばスポーツ好きな子として多様なスポーツを経験したい子というのはこういった参加の仕方がある。あるいは競技力を高めたいという子についてはこういう参加の仕方があるというように、やはりそれぞれの子どもたちによってケースが違いますので、そうしたことについて、それぞれ所属しているスポーツ団体の指導者と連絡協議会と、あるいは教育委員会とが協議しながら、どうした方法で目的をはっきりさせて練習の仕方を工夫させればよいかということについては、これは今申し上げたような方法で対応をしていきたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ありがとうございます。

やはり学校でのスポーツにつきましても、クラブにつきましても、例えば中体連とか、そしていろんな大会で好成績を出すのも当然の目標でありましょうし、そうした好成績を目指してふだんから部活、そういう活動に、また練習に努力するのが子どもたちでありますので、その辺も大切にしながら、また一方で、教育方針の中に豊かな健やかな心をはぐくむ家庭づくりというような郡上市の文言もございますので、どうか文武両道ではございませんけれども、その辺もひとつ明確にさせていただいて、大切にさせていただいて、健全なる青少年の育成に向けて一緒に努力していきたいと思いますが、どうか教育委員会、また市の方でのひとつの指導をしていただきたいというふうをお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時47分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後0時58分）

◇ 村瀬 弥治郎 君

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君の質問を許可します。

8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） それでは、今、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく2点、質問を行わせていただきます。

それでは、1点目でございますけれども、大和中学校建設事業についての質問を行います。

資料によりますと、国は中国四川省の大地震を受けた2008年6月に地震防災対策特別措置法の改正を行い、市町村への耐震化補助率のかさ上げと、期限付きの耐震化工事を図ってきたところであります。郡上市においては、学校教育施設等整備5ヵ年計画、平成22年から26年の間でございますけど、このもと、耐震化補強工事を進めておられるところでございます。平成21年、22年に関しては和良・西和良統合中学校の建設、平成22年、24年に関しては白鳥中学校の建設の計画であります。大和中学校におきましては、本年5月26日、7月6日、8月12日に学校建設に向けて建設準備委員会が開催をされております。当初は、教育委員会の説明不足もありまして、少し混乱した部分もありましたが、耐震化における一定のルール、新市建設計画に

おける地域枠予算の執行状況等、かなり詳細な部分までの説明により、建設準備委員会委員の大半がおおむね教育委員会の方向性を理解したと認識しております。あくまで、この質問に関しましては、建設準備委員会までの段階でありまして、今後、所管の委員会にて十分審議されるものと思っております。

今回質問させていただいたわけといたしましては、市長、教育長のお考え、方向性を、このケーブルの映像を通してでも、市民、特に大和地域の住民の皆さんに、また小・中学校の生徒諸君にも知っていただきたいと思い、質問するわけであります。答弁としては、わかりやすい答弁をお願いいたします。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

大和中学校建設準備委員会委員には、PTAの執行部役員、学校の評議員、学校長、教育委員、自治会の代表者、地域審議会の代表、有識者、地元選出議員3名等、年齢的にも各層が入り、立場も各種の代表者としてとらえております。そういった委員会構成に何か問題があったのかということをお聞きしたいと思っておりますし、また、その役割についてもお伺いをいたします。教育次長をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、村瀬議員の質問にお答えをさせていただきます。

この建設準備委員会の設置につきましては、今まで西和良・和良統合中学校の建設準備委員会、白鳥中学校の建設準備委員会、それから今回、大和中学校の建設準備委員会ということで設置をさせていただきました。その設置目的としましては、例えば統合による新築を初め、地域の意見を必要とするような大規模な増改築など学校施設整備事業につきまして、建設準備委員会を設けて、基本的な事項について検討をしていただき、意見をいただくというものでございます。

大和中学校につきましては、耐震補強計画を進めていく過程におきまして、その工事手法、または全体的な配置計画等につきまして、地元地域の皆さんの意見を十分聞く必要がありまして、それにより円滑な事業を進め、安全・安心な学校教育施設の整備を進めたいということから設置をさせていただきました。そういった設置目的で大和中の場合は設置をさせていただきましたが、いずれの委員会におきましても、基本的な事項を検討いただき、御意見をいただく場として教育委員会が委員を委嘱させていただいておるということでございます。

何か問題という御質問でございましたが、その建設準備委員会の委員さんの選任・委嘱に当たりましては、何ら問題はないというふうに思っております。

（8番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

一つ確認をしておきますけれども、学校建設準備というふうになっておりますけれども、これは建設に入る場合、もしくは完成まで、準備という名目をとって建設委員会と、そういった形の中で残されるのか否かということをお聞きします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 今の西和良・和良統合中の建設準備委員会でもそうでございますが、今現在、校舎、屋内運動場等、ほとんど完成に近い状態でございますが、名称につきましては、今までと同じように建設準備委員会という名称で取り組んでいただいております。大和中につきましても、そういったふうでお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

（8番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

それでは、2点目に入ります。

西和良・和良統合中学校及び白鳥中学校は、それぞれ全面改築事業として着手をされております。大和中学校の校舎の一部についても、改築の実施設計に取り組まれているところでもあります。国は、補助率をかき上げし、まずは耐震補強による耐震化を速やかに進めようとしております。その中で市内の耐震化の状況及び大和中学校の校舎等の施設は現在どのような状況にあるのか。また、市内の小・中学校施設の整備及び耐震化について今後どのように進めていられるのか、方針・計画について答弁を求めます。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、御質問の市内の耐震化の状況ということでございますが、この耐震化につきましては、昭和56年の建築基準法の改正によりまして、それ以降の新しい新基準により建築された建物につきましては耐震化の必要はございません。56年以前に建築された建物で、構造耐震指標というのがございまして、これは一般的にはI s値というふうに言っております。この数値を満たしていない建物につきまして耐震化を求められているという状況でございます。郡上市内の耐震化につきましては、これは平成22年の4月1日現在の耐震化率でございますが、58.2%でございます。全国の平均耐震化率とは申しますと、73.3%でございます。岐阜県の平均耐震化率とは申しますと、77.3%でございます。数値からいいますとかなり低くなってございますが、郡上市におきましては、今、西和良・和良統合中学校及び白鳥中学校の建設の準備にかかっておりますが、これらが完成したとすれば、また、今年度、3校の耐震化工事も行っておりますが、それらが終了したとすれば70%を越す数値になるというこ

とでございます。国の指導としましては、先ほど申しました構造耐震指標である I s 値が0.7以上になるようにということで安全性を求めています。さらに、その数値の0.3未満の建物については、これは先ほど議員申されましたように、国が補助金のかさ上げをしまして、早急に耐震補強をするようにというふうに求めています。

郡上市の耐震化の方針、あるいは考え方でございます。これにつきましては、原則、耐震補強を基本として進めていきたいというふうに考えてございます。要は、建てかえるといった方法ではなくて、補強をしていくという考え方を原則とさせていただきたいというふうに考えてございます。また、先ほど申しました構造耐震指標であります I s 値が0.3未満の緊急性の高い施設を優先しまして、かつ校舎棟、屋内運動場、それから技術棟の順に進めていきたいというふうに考えてございます。また、0.3以上で0.7未満の施設につきましても同様の考え方で整備をしていきたいというふうに考えてございますが、平成30年までに耐震化が必要な、今現在、統合中、それから白鳥中、これから壊さないといけない建物を除きますと、15校、26棟が残ってございます。それにつきましては、平成30年までに耐震化を進めていきたいという考えでございます。

大和中の状況でございます。大和中学校につきましては、建物が4棟に分かれてございます。校舎棟につきましては昭和44年、屋内運動場につきましては昭和45年に建築をされてございます。約41年ほど経過をしている建物でございます。I s 値につきましては、管理普通教室棟におきましては0.15、それから技術棟におきましては0.18ということで、先ほど申しました0.3未満の大規模な地震において危険性の高い施設というのが2棟ございます。それから屋内運動場につきましては0.33、特別教室棟につきましては0.35でございます。国の文科省が耐震化の目安としております I s 値0.7をいずれも下回っている建物であるということで、4棟とも耐震補強をしていく対象の施設であるということでございます。

そういう中にありまして、大和中につきましては、耐震診断の結果をもとに、各施設の補強計画、あるいは検討を行ってきたところでございます。管理普通教室棟につきましては、もう既に予算でお認めいただいております。改築の実施設計に入らせていただいております。ということでございますが、これらにつきましては、原則耐震補強なのということでございますけれども、その耐震補強をした場合に、教育機能の面、あるいは教育環境の面から申しますと、非常に耐震補強では間に合っていないという状況で、そういったことで進めさせていただいております。

以下、技術棟、屋内運動場等につきましても、将来にわたって校地の有効活用の面、あるいは先ほど申しました教育環境の面、そういったことを考慮いたしまして、一部特別教室棟につきましては耐震補強、残りにつきましては改築の方向で今考えているところでございます。そ

れにつきましては、また後日、議会の皆様にも詳細な資料等をお持ちしまして説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(8 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8 番（村瀬弥治郎君） ただいまは次長から詳細な説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、3 点目でございますけれども、教育施設等整備 5 カ年計画、平成26年までの 5 カ年でございますけれども、市内の小・中学校建設及び耐震化の事業費が70億近いと聞いております。起債の制限がある中、財源調達についてはどのように考えておられるのか。また、新市建設計画において、学校施設の建設、耐震化の事業費は大和の地域事業枠を圧迫しないのかというところが懸念されるところであります。その状況を伺います。よろしく願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

ただいまお話がございました市内の小・中学校の学校整備、特に耐震補強は喫緊の仕事ということで、何としても児童・生徒の生命を守るためには、厳しい財政状況の中ではありますけれども、これを進めていかななくてはならないというふうに考えているところでございます。一方、御承知のように、郡上市は高い実質公債費比率の状況にございまして、これをできる限り早く18%以下に抑えていくという軌道に乗せていかななくてはいけないという、いわば公債費負担適正化計画上の制約があるというところでございます。

そういうことで、従来から申し上げておりますように、平成22年度、23年度までは、大体起債の額を25億円、それから26年度は23億円といったような形で抑えていかざるを得ないという制約をもとにして、これからの投資計画というものをざっと推計いたしてみますと、平成22年度から26年度までの間に、その起債の額をもとにして投資の枠を推計いたしますと、おおむね218億ぐらい5 年間の当初枠というものが出てくるだろうということでございます。一方、先ほどお話がございましたように、学校の整備で現在のところ推計をいたしておるものが約70億円ほどということでございます。

ところで、この投資枠の中には、こうした学校だけでなく、建設部所管の道路でありますとか、いろんな事業の今後遂行していかなければならないものもございまして。そういったものをいろいろと現時点において積み上げると、そうした学校の建設も含めると、おおよそ240億円ぐらいに、いわば要望額といいますか、そういう意味からするとなるのではないかというふうに推計をいたしておりますが、そうしますと、この5 年間でどうしても調整をしなければならない額が22億円ぐらい、20億円ちょっとはあるだろうというふうに思えます。そうしますと、

これをどういう形で調整するかということでございますけれども、一つは、これは先ほどいろいろお話の出ておりました国庫補助等は最大限見込んだ上の話でございますけれども、そうしますと、この20億円余りの要調整額というものを、一つはやはり学校建設等を重点に置くとしますと、一般の建設事業を多少将来へ先送りしなければいけないという点があると思えますし、もう一つは、しかし、さはさりながら、あまり極端にそうした事業を減らすということもできませんので、一部分は現在持っております公共施設の整備基金、あるいは財調基金といったようなものを充当するというので、その事業費の枠を確保していかなければいけないのではないかというふうに思っておりますが、この辺は来年度のまた予算を編成する中においてももう少し詰めてまいりたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

確かに基金を繰り入れなくてはならないということ、私たちもわかるのでございますけれども、市として存在する限り、何が起るかわからんという状況も考えるわけでございますけれども、そういった中で最大限のそういった国、あるいは県の補助金を利用させていただきまして、市としては最小限の支出ということを一とつ念頭に置かれまして、また予算執行に当たっていただきたいというふうに思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

それでは、4点目に入ります。大和中学校の場合、工事中に関しましてですけれども、仮設校舎を建設しないで、しかも現在の敷地の中で進めようとしております。そういった中で、工事中の安全確保、あるいは騒音の問題等に最大限の配慮が必要と考えておりますけれども、その対処方法をお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 大和中学校の建設整備に係る子どもたちに対する配慮の御質問でございますが、大和中学校の整備におきましては、基本的には今の敷地内で耐震補強も改築も行っていきたいという考え方でございます。そして、しかも仮設校舎も設けずに取り組んでいきたいという考え方でございます。それから構造につきましては、今、取りかかっております管理棟等の校舎につきましては木造の構造で進め、屋内運動場につきましては非木造でという考え方でございます。こういった基本的な考え方で進めさせていただきたいというふうに考えてございますが、施工に当たりましては、工事中、生徒への安全性、あるいは騒音を初めとしますストレス等への対策、それからまた、近隣の住宅等への対策も検討する必要があるかというふうに考えてございます。生徒の活動スペースと工事を行います作業スペースとを完全に仮囲いで区画をさせていただき、あるいは仮設足場に防音・防じんシート等を張るなどしまし

て、極力、学習環境への影響を少なくしていきたいという考え方でございます。騒音を発する工事もございますが、使用機器の消音対策、あるいは作業時間帯につきましても、休校日の作業等、あるいはこういったことを学校と十分調整を図らせていただきながら、子どもたちに支障のないように進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

(8番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

工事に関しては、いろいろ思わぬことが出てくるものでございますけれども、そういった面にも対処していただきたいというふうに思っております。

時間がございませんので、5番目に行きますけれども、教育長に伺います。工事に関して、財政面で大変厳しい中、生徒たちの安全・安心の確保のために耐震化事業に取り組んでいただいておりますけれども、そういった面からも、これは生徒たちに対してですけれども、教育長からのメッセージがあればいただきたいと思えます。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 生徒へのメッセージということでございますけれども、先ほどから市長、あるいは次長の方から回答がありましたが、まずは生徒の安心・安全な教育環境を整備するということが、できるだけ良好な教育環境を整備することが大事であります。厳しい財政の中で、本当にいろいろ工夫して財源を確保していただくというような状況でありますので、こうした教育環境の整備に当たっては、特に郡上市を支えていく子どもたち、さらには県や国を支えていく子どもたちに対して、そうした教育環境の中で精いっぱい勉学に励んでいただき、また運動やその他の活動に取り組んでいただいて、立派な跡継ぎという形で郡上市民としての自立を求めていきたいというふうに思っています。

(8番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

教育長の立場からそういったお言葉をいただきましたけれども、子どもたちもそういったことに、教育長の言葉をかりるならば、君たちの未来をつくるのだというような学校づくりにさせていただきたいというふうに僕たちも思っております。

市長には、この学校耐震化も含めて、学校施設整備の全般でございますけれども、そういった中で、市民・住民に対してもそういった言葉をいただきたいと思っておりますけれども、先ほどの少し足りない部分も含めてお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えいたします。

まず、先ほど私、ちょっと数字を見間違えまして、訂正をさせていただきますが、公債費負担適正化計画に基づきます今後の起債の限度額でございますけれども、借金の限度額ですが、今後これからのことを申し上げますと、23年度が28億円、25と言ったかもしれません。28億円、それから24、25の両年度が25億円、26年度は20億円というのが今の公債費負担適正化計画の中の数字でございますので、訂正をいたします。そのほか申し上げた数字は間違っておらないと思います。

そういうことでございますが、いずれにしろ、今回の現在、郡上市が進めております小・中学校の耐震補強を中心にした整備、あるいは白鳥中、あるいは統合中学校等については改築をいたしておりますけれども、まずは当面、子どもたちの命を守るということで、厳しい財政状況の中で、耐震補強を第一義的に考えて、それがいろんな観点から必ずしも適切でないというものについて改築をするという考え方で、これはまだ全市的にいろんな古い校舎もございまして、そういう中で公平・公正にやはり学校整備を進めていくと。したがって、厳しい財政状況の中で、いろんな意味で各地域においても、こうあってほしいという学校整備について、若干の期間、やはり御辛抱いただくということをどの地域にもお願いをしてこれまでもやってきたということで、またそれぞれ市民の皆様の御理解をお願いしたいというふうに思います。

（8番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

そういった市長の今言われたことを通じて、市民の皆さんにも理解をしていただいたというふうに思っていますが、よろしく申し上げます。

続いて2点目に入りますけれども、自然災害による住民の安全確保に関する件でございますけれども、これは総務部長に伺います。

今年の梅雨末期の7月15日には、ゲリラ豪雨ということで、八百津町、可児市で死者4名、行方不明2名の犠牲者を出しまして、国の激甚災害指定となりました大災害が発生しました。異常気象が昨今叫ばれる中で、梅雨末期には国内のどこかの地で大きな被害が発生をしております。八百津町においては7時間で連続の雨量が200ミリを超えたということでございまして、比較的雨量の少ない地域にしては想定外の局地的な雨量だったと報じております。県の防災課においては、災害時の要援護者支援のマップづくりという避難支援計画の作成、あるいは避難勧告指示等のマニュアル作成を市に求めておりますけれども、郡上市では、この件につきましては作成済みと聞いているところであります。災害時での的確な情報、素早い対応策、夜間の対応策等、ケース・バイ・ケースの対応策が住民の命を守る重要な手段として求められており

ます。過去にも平成11年9月には台風16号において大和町河辺地内にある郡上偕楽園の入居者を町の職員、あるいは消防団員が当初は大和総合センターへと思っておったわけでございますけれども、長良川の増水によりまして、急遽、大和中体育館へ搬送したという苦労話を聞いたこともあります。こういった中で、大半の公共施設が避難施設となっておりますし、また避難所の安全対策の取り組みということで、本市の災害に対する対応策を、総務部長の見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 避難所の指定等に関係しまして、市民の安全を守るという観点で御答弁をさせていただきたいと思いますが、まず避難所でございますけれども、これは防災計画の中で定めをしてございまして、その場所が洪水であるとか、あるいは地滑りであるとか、がけ崩れであるとか、そういうような場所等は、やはり安全ということについて大変不都合でございますので、そういう場所でなく、また危険物が付近にあつてはいけないとか、あるいは、いわゆる風等、強風に耐え得るものでなければいけないとかというような条件の中で指定をさせていただいておるといふことでございます。

今指定しておる避難所がすべてそういう条件にかなったものだといひわけなんです、やはり郡上市、大変広うございまして、それから急峻な地形も多々ございまして。また集落も点在しておるといふことで、市ではそういう状況の中で、今の決めに前提にしながら避難所を指定しておるといふことでございまして。

それで、指定の状況でございますけれども、全災害、いわゆる地震、洪水、それから土石流とか、全災害に対応できるのは全体の4割の92施設といふことでございまして、あとの6割は耐震的に疑問がある、いわゆる耐震構造になっていないとか、あるいは今言いましたような危険なエリアに入っているとこの状況下でございまして。そのため、市としましては、それぞれの避難所の指定区分をよく地区の方に理解していただく努力が必要だといふふうに思っております。これは18年でございまして、こういうマップを配って、それぞれのエリアでの避難所はどこやとか等々見ていただくようにしてございまして、それから、昨年の事業としまして、こういう避難所設置の看板を、この施設はこういう指定になっておりますよといふことで設置もさせていただいたところでございまして。そして、ことしは特に自治会の主催で自主防災会の研修も持っていただきまして、そちらの取り組みでは、自治会ごとに避難所へ行く道すがらどうやとか、あるいは地域・地域の危険箇所の把握なんかもしていただくようにしてございまして。今後も自主防災会を通じてそういった取り組みを徹底し、安心して安全なまちづくりに努めていきたいといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（8番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなりましたが、最後に建設部長に伺います。大和地域内では土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定地の中で、急傾斜地崩壊の指定地が187カ所、土石流の危険指定地が117の合計304カ所あります。河辺地内の南小学校でございますけれども、避難地指定となっております。災害対応区分では、洪水、火災でありますし、危険区域内種別では急傾斜の崩壊指定区域でもあります。7月の梅雨時に南小学校を私が訪れましたときも、校舎の敷地内から、どうも裏山の湧水らしきものを2カ所見かけたところでございますけれども、そういった中で、土砂災害特別区域となっていることから、急傾斜地崩壊対策事業の早期の着工を望んでいるところでございますけれども、その状況をお伺いします。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、お答えをいたします。

ただいま御指摘のありました南小学校の急傾斜でございますが、これまでも小崩壊等あったということと、それから避難所の指定もされておるといようなことから、県の方へいろいろ要望しておったんですが、このたび県の事業といたしまして、小学校の裏のところ、約200メートル区間を事業採択いただきまして、平成22年度より事業着手いただくことになりました。今年度につきましては、測量調査、設計、それから丈量等が予定されておるわけですが、順調にいけば平成23年、来年度から工事に着手していただけるものというふうに考えております。今後につきましては、完成に向けて県の方へ強く要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 今、建設部長からそういったことをお聞きしまして、一安心しておるところでございますけれども、今後とも事業推進のために極力御尽力を賜りたいというふうに思っております。

ちょうど2分ほど余りましたけれども、これをもちまして一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終わります。

◇ 鷺 見 馨 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、5番 鷺見馨君の質問を許可します。

5番 鷺見馨君。

○5番（鷺見 馨君） ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、大きく分けて2点ばかり質問をさせていただきます。

今は御案内のように行財政の非常に厳しい折、市民の経済、景気、先行き不透明で、当面、生活不安が続くような感じもいたします。こんな情勢の中、行政初め各業界においては鋭意努力されまして、成果を上げつつある状況でございます。経済の活性化の打開策の一つとして、今ある施設、あるいは財源をフルに生かし、みずから実践・行動、新産業起しや投資事業、このことも非常に重要でないかと思っています。そこで、林業行政について3点ばかりお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まずは、郡上の林業の現状を見ますと、県有林が420ヘクタール、市有林が1,575ヘクタール、財産区が5,957ヘクタール、私有林が8万2,959、合計8万9,904ヘクタールばかりであろうかと思っています。また、郡上市の森林状況は、50年生以上が約40%、10年後は50年生以上は約70%になろうかと推測されております。10年齢級以上の杉の木の蓄積が780万立方、毎年約55万立方の成長が見込まれておるかと思われまます。

我が国の林業体制は、外材との競合の中、価格の下落、コスト高により採算が悪化、公的助成がなければ打つ手がないほど林業家の意欲が減退、広域機能発揮に支障を来すおそれがあるかのご様子でございます。こんな状況の中、将来の郡上市の林業行政推進のため、以下3点についてお伺いをいたします。

一つは、森林組合、建設業界が共同で組織され、国・県の支援を受け進められている森づくり協議会事業の内容、方針、援助についてでございます。また、その後の作業道、林道の補助支援体制につきまして、担当の農林水産部長さんにまずお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） ただいまの林建協働の件で御質問いただきました。森林組合と建設業7社でございますが、共同によって森づくり協議会、これは元気回復助成事業でございます。これは平成21年度に国土交通省の事業採択を受けまして組織してございます。この目的においては、やはり建設業の保有する人材、また技術を活用して異業種との連携を図ると。その中でやはり活力の再生と雇用の維持・拡大や地域の活性化を図っていきたいということと、また、今言われましたように、整備できる森林の面積の拡大とか、特に低コストで効率的な森林施業体系の確立を目指しておるということでございます。

そこで、この協議会の活動においては、特に森林整備に係る施業集約化の計画策定ということで、今現在300ヘクタールほどの計画を策定中でございます。また、低コストの効率林業施業実験ということで、路網の実証実験と、また伐採の実践を行っておると。もう1点は、二酸化

化炭素吸収源としての森林管理ということでございますが、これにおいてはJ－V E R制度への検討ということで、カーボンオフセット等によるクレジット化への検討も行っており。これを21年で取り組むということでございます。

また、この事業に取り組んだ計画等々ができただけで、この組織において今計画をしておくことは、やはりこの計画をいかに実行していくかということで、共同出資による新会社の設立が検討されておるということでございます。このことは郡上の将来的なこと、また森林整備と、担い手が今非常にいないという状況の中で、非常に担い手の確保にもつながっていくことと市としても考えてございます。

また、国土交通省の事業でございますので、市としても、農林水産部と建設部がメンバーとして加わってございます。この協議会に対しては、やはり積極的に支援をしていきたいなというふうに考えております。

また、その後の作業路とか林道等の補助体制という御質問でございますが、木材搬出とか森林整備において林道等は極めて重要と考えてございます。その中で、今、国・県の補助の別に市として加算をしておるという状況でございます。特に作業道においては95%ということで、国・県が68%の中で市として27%の支援をしておると。また林道においては、建設部の担当でございますが、これにおいては峰越林道においては100%と、峰越というのは連絡道路でございますが、100%ということでございます。そのほかの林道といいますと、突っ込み線形の関係でございますが、これは90%ということで、国・県が75に対して市として15%を上げておるということでございます。やはり県内の他の市町村と比較しても非常に効率的な補助になっておるということでございますが、今後もこの体制を堅持しながら事業推進を図っていききたいなと考えております。

(5番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 鷲見馨君。

○5番（鷲見 馨君） どうもありがとうございました。非常に財政の厳しいときに、大変な事業でありますけれども、広域的な山を守るということから、この森林を進めていく協議会の事業は非常にとうとうと思っておりますが、まず境界をしっかりとしながら、間伐、除伐を進めていくということで、ほとんどの所有者に負担がないという事業でございますので、何とかこれを市全域にできるだけ広めていただきまして、その後の対応をひとつよろしく御援助いただきたい、こんなことを要望いたしておきます。

それでは、次の2点目でございますが、将来の林業振興のためにモデル的な学校林とか訓練場、山を生かしたそうした施設、あるいは活動ができないかと。今言われたように市内の約9割近くが山林であり、公益的機能と自然から学ぶ愛林精神、ふるさと教育など、植林から木材

の活用まで、学校林活用を通じて実践体験の場として利用され、さらに学校林のこれからの推進が必要でないかと思っておりますが、現在の学校林の市内の状況と今後の方針につきまして、教育長さんの方でよろしく御答弁をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、お尋ねのありました学校林の状況と今後についてお答えをしたいと思います。まず学校林というふうに表現はしておりますが、実際の所有は個人の方であったり、あるいは市であったり、財産区であったりしますので、継続してその学校が活動のために利用させていただいておるものを学校林というふうに表現をしております。そういう理解をしていただいて、そういう意味での学校林は、小学校でいいますと、市内で大中小と小川小が利用をしております。それから中学校ですと、白鳥中学校、高鷲中学校、郡南中学校、明宝中学校、和良中学校の5校です。学校林という名前ではないんですが、近くの山を利用させていただいて、間伐を行ったり、あるいは枝打ちなんかの作業を体験させていただいておるという学校もございます。例えば牛道小でいいますと、5年生と6年生が広葉樹の植樹やシイタケの菌打ち、あるいは登山なんかを林生会の御指導や御助言をいただいて活動しております。そのほかにも幾つかの学校が同様の活動を現在はしております。

こうした森林に係る学習ですけれども、今の学校林、あるいはそれに準ずるものではなくて、教科の学習として、例えば生活科でいいますと、2年生だと木の実を使ったり、あるいはつるを使ったり、木の枝を使ったりということで、木に親しむという学習がありますし、社会科でいいますと、森林の働きと自分たちの暮らしについて学ぶという、これは5年生の内容になります。6年生や中学校3年生の理科でいいますと、森林の水源の涵養の役割なんかを勉強するという内容が主になっています。こうした内容を実感的に理解したり、体験を通してより具体的に理解をするということではいいますと、学校林の利用ですとか、あるいは森林へ直接行って学ぶというのは大事なわけなんです。23年度、それから24年度から新しく変わります学習指導要領を見ますと、こうした体験学習の時間そのものは減ってきますので、学校林への往復の時間を考えたり、あるいは体験学習の準備や、それこそさまざまな体験の時間を考えますと、これから先、今までと同じような時間を学校林の活動に充てていくというのはかなり難しい状況があります。そういう意味で、小学校の5年生、あるいは中学校の1年生で現在やっております郡上学、ふるさと塾といった体験学習の中に林業学習を位置づけるなどして、できるだけ子どもたちが森林に親しみ、また林業の仕事を具体的に理解できるような学習については、引き続き展開ができるように私たちの方も工夫をしていきたいというふうに思っております。

（5番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 鷲見馨君。

○5番（鷺見 馨君） ありがとうございます。

確かに時間的に制約がありますので、なかなかよう行けないと思いますけれども、御案内のように、山を育てるということは、20年はやっぱり要るのでないかと。人間を育てるのと同じように、木の中から、自然の中から学ぶことができるんでないかと。言うならば、適材適所に物を入れて、そして真っすぐ植えないかんとか、厳しい自然を乗り越えて木が育つということから、そういう体験学習を通じまして子どもに教えることがあると思うし、また、家庭の中でもうちちょっと農作業とか林業を手伝えればいいけど、今そんなことはなかなかないもので、学校の中でもそういうような指導もされると、教育上、非常にいいんでないかと。ただ、今言われました学校林だけでなしに、いろいろ農作業もありますけれども、なかなか継続が難しいわけでありまして、山へ植える人があっても、次へつながってそれを育成するということが、どうも学校の中で聞いていますと、難しいようですわ。それを、できれば時代が変わっても、経営者が変わっても、校長が変わっても、ぐわいよくつなげていけるような指導がいま一つどうかなあとこのことを思いますので、その辺をひとつ検討していただきたいと、こんなことを思います。

続きまして、小さく三つ目でございますが、木材の広域的な活用と、山林所有者が、先ほど申しましたようになかなか採算面もありまして、意欲が減退しておるといようなこと、または地域の協力もなかなか容易でない、そんなことも思わせていただきますが、山は生産のほか、野生動物との共生とか環境造成、大きな貢献度があると思われまます。暮らしの中に取り入れて、山を整備する重要性を認識され、さらに林業行政に地域がこぞって協力できるような、または所有者がそういう方面で意識の改革をするといような意味の、ソフト面になるかと思ひますが、そういう指導をいかにこれからされるかといようなことにつきまして、これもまた農林水産部長にお考えをちょっとお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 大変難しい御質問でございますが、まず市内の民有林の状況でございますが、やはり議員当初言われましたように、9割が森林ということでございます。それは戦後の拡大造林等々が進められてきたということで、特に造成された人工林、資源が現在利用可能な状況となっておるといことでございます。やはりこの収穫期を迎えた多くの木材資源を有効活用するといことは、非常に郡上市のみならず、国内的にも各地域で今考えられておることでございます。その中で国において、昨年12月に社会構造をコンクリートの社会から木の社会へ転換するとい低炭素化社会といことで、10年後の木材自給率50%を目指すと、目標にするといことで、森林林業再生プランといのを策定しております。また、ことしの5月、御存じだと思ひますけど、公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が公布

されてございます。これは、木材の需要が期待できる公共建築物等々において、国が率先して木材利用に取り組むということでございます。また、地方公共団体とか民間業者においても、やはり木材の利用ということで主体的な取り組みを促すということで、住宅などの一般建築物にも波及効果をしていきたい、進めていきたいということでございます。

やはり市としても、言われましたように、木を使うことによって木材の自給率を高めるということによりまして、山を整備する、木を育てるということと、また林業の再生を図ることが非常に急務ではないかなと思っております。そこで、市の中で木材の需要ということで、学校校舎の木造化、また木質化にも取り組んでございます。また、一般住宅においては、今年度から郡上市産材の住宅建設支援事業で郡上産材の木材需要を促しておるという状況でございます。

また、住民の方の意識改革ということもございますが、やはり山づくり構想に基づいた中で、ことしにおいても郡上の山について考える地域座談会というのを8月19、20日で開催して、山に対する住民の皆さんの意識の向上に努めております。やはり市としましては、木材利用を促す政策と人づくりがこれからの森林整備につながると期待しております。ひいては、言われましたように環境とか災害、また生態系等々にも関係してございまして、強い山づくりになると考えてございますので、やはり積極的に座談会とか郡上産材の活用を今後も図るよう考えていきたいというふうに思っております。

(5番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 鷺見馨君。

○5番（鷺見 馨君） ありがとうございます。大変広域的な将来的な問題でございまして、郡上市全体の活性化のために御尽力を賜りたいと思います。

それで、大きい2点目につきまして質問いたしますが、次はスポーツの振興でございまして、教育長さんをお願いできるかと思いますが、御案内のように、市内の生徒の自然減少、少子・高齢化、青少年の精神の鍛錬、市民交流親睦活性、高齢者の健康保持のためのスポーツの意義が非常に重要になってくるかと思われま。しかしながら、市民の皆さん方にとすると、なかなか内容が十分浸透せんという面もありまして、御理解や御協力に多少欠けた点があるんでないかと、こんな心配もしておりますが、そういう意味からあわせまして、将来のスポーツの振興のための重要性というか、意義、方針、あわせて市内の主な施設の活用状況等がわかりましたらお願いしたいと思いますし、次に合併記念公園がございまして、これらを指定管理の将来構想研究はできんか、これにつきましてお尋ねしたいと思います。わかる点だけでもまずとりあえず、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 郡上市の教育委員会では、市民の皆さんの健康づくりのために、市民

1 スポーツを中心にして、生涯にわたってスポーツを続けていただくような、そういう取り組みをしているところですが、今御質問のありましたスポーツ施設の利用状況ですが、郡上市の総合スポーツセンターのまず利用の状況からお答えをいたしますと、プール、あるいはジム、そういったものを含めて、延べ人数で年間約12万人が利用をされております。指定管理者の努力もあって、比較的安定的な経営がされているという状況です。

それから合併記念公園ですけれども、合併記念公園につきましては、市民球場、あるいは体育館、テニスコートなど幾つかの施設がありますけれども、これら総体として年間約5万人の方が利用をいただいております。ただし、使用料の収入に対してやはり施設管理の経費が上回っておるという状況です。

御質問の指定管理の問題ですけれども、市の社会体育施設、これはすべてを通じて言えることですが、やはり市民の皆さんが健康づくりのために活用していただくということで、できるだけきちんとした維持管理をして使っていけるような方向というのは持っていきたいというふうに思っております。ただ、市の総合スポーツセンターが指定管理によって管理運営をいただいている状況、その収支の状況を踏まえますと、合併記念公園のすべてを仮に指定管理といった場合には、幾つかの課題があるかと思えます。利用のニーズの問題ですとか、あるいは全体にかかる経費ですとか、そういったいろいろな条件をさらに細かく検討した上で、指定管理の是非についてはもう少し協議が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

(5番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 鷲見馨君。

○5番（鷲見 馨君） ありがとうございます。

この指定管理につきましては、なかなか課題が多いと思えますけれども、スポーツばかりでなしに、経済的・産業的な面も含めて、以前はウエスタン・リーグなんかもありましたけれども、そういうことを見ると、総合的な観点から、あれだけのせつかくの施設やもんで、研究する必要があるんでないかと。これは教育委員会ばかりではありません。総合的に考えてどうかという研究をしてほしいと思っております。

スポーツといえば、御案内のように、社会体育と競技スポーツ、またはスポーツは施設であり、人材であり、財源、そして運営というように分けられると思えますけれども、そこで、体育協会を初め、非常に各部門におかれまして一生懸命やっただいておるわけでございましょうけれども、活動支援がなかなか厳しい事態になってきておると。特に郡上市で成績を上げて県大会、国体あたりへ行くようになると、その辺の支援問題の課題が出てくるんじゃないかと。これは財政問題もございすけれども、そういうことから考えて、一面また各団体の自主

財源の確保にいま一度熟慮が必要じゃないかと。恐らくや隣接の市町村で見ると、かなり企業の力もごさいますけれども、体育協会なり、各部門の自主財源の確保がかなりあると思うんです。その辺の研究をしながら努力をしてほしいと。その辺のことももし指導方法等がありましたらお尋ねをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） スポーツの団体に対する、特に財政的な支援という御質問だというふうに思いますけれども、それぞれの一つ一つの団体にこちらが個別にということではなくて、現在は郡上市の体育協会の方に補助という形で支援をさせていただいております。郡上市の体育協会につきましては、平成21年度でいいますと、7地域支部があつて19の競技団体、それから四つの加盟団体で、合わせて4,308人の方が所属をしておっていただきますけれども、特に競技力の向上ですとか、あるいは有望なスポーツ選手を育成するという意味で、ジュニアに対しては特に全国大会に出場といったような機会に激励金みたいな形でそうした支援をさせていただいておりますし、特定の大会については、これは支援をする大会というような位置づけで、その大会に対して支援もさせていただいていると。

体育協会の自主財源の問題ですが、これは現在、賛助会員を募っておっていただいて、その会員の方の会費で自主財源に充てていくということで、これはもうスタートしてから、これからは継続して賛助会員を募っていただきながら自主財源を確保するというような取り組みをしていただいているという状況です。あわせて、企業から協力金という形で財政的な支援というのもありますので、総体として補助金と自主財源で会の運用をしていただくというような状況です。

（5番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 鷲見馨君。

○5番（鷲見 馨君） 社会教育、スポーツ振興はほとんどそういう補助金あたりが頼りかと思えますけれども、こういう財政の厳しいときでありましようから、一面は大変やけれども、一面はやっぱり自主的に財源を求めていくというようなことも考えあわせて、隣の関や美濃市におかれましても相当の財源を確保されておるといふうに伺っておりますけれども、事情は違いますけれども、そういう方向で僕は指導がされて、それによって補助金も考えていくと、育成していくということもお願いしたいと思えます。

次には、国体をいよいよ控えておりますけれども、国体の選手の強化とかいうようなことで努力されておりますが、これあたりの方向性とかその経過、また特にほかの種目におかれましてはスキー競技が、これだけのスキー場を抱えながら、冬季の多い地域でございます。県大へ行っても国体へ行っても、なかなか成績が厳しいんですけども、以前は立派な戦功もありまし

たけれども、最近では学校におかれましても、一般でも、選手の養成強化が非常にどうかと思っています。今後に向けて、これも難儀なことではございますが、スキー競技の、あるいはスキー部の振興は特に僕は力を入れてもいいと思うんです。その辺につきまして、見通しと今後の強化方法につきましてお考えがありましたら、教育長さんにお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） お尋ねになりましたのは、国体の選手強化とスキーの2点ですね。

国体の選手の強化につきましては、前回は東海の大会で小学生が活躍をしてくれましたし、また、女子相撲では大和中の生徒が3位に入賞するというので、今、小学校の5、6年生、あるいは中学校の生徒の中で、特にいろいろな大会で好成績を上げている、そういう選手を中心に今後強化を続けていきたいというふうに思っておりますし、中体連の地区の大会がずうっと郡上で行われておりますので、中学生のそうした選手の育成強化というものも、今後とも今までと同様に図っていきたいというふうに考えているところです。

なお、スキーの件でございますけれども、何といたっても、これからスキー人口をふやしていくということが必要なふうに思いますし、選手の強化につきましては、それぞれのスキーの団体の方で努力をしていただくと。この両面でスキーの振興と選手強化を図っていきたいというふうに思っておりますけれども、特にスキー教室につきましては、現在、小学校は25校中15校がスキー教室を実施しておりますし、中学校では9校中3校がスキー教室を実施しております。そうしたスキー教室の実施とあわせて、各地区で行われているスキーの競技大会にも積極的に参加を進めるとか、あるいは特にスキー選手の養成につきましては、少年スポーツ団体であるスキーのチーム、あるいは鷲ヶ岳、それからひるがのピアレーシングジュニアとか、あるいは鷲ヶ岳中学校スキー部といったようなスキークラブがありますので、そうしたクラブでわざを磨いていただいて、国体へ、あるいはさらにその上の大会を目指していただくように頑張らせていただきたいというふうに思っているところです。

（5番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 鷲見馨君。

○5番（鷲見 馨君） 特にスキーにつきましては、なかなか財源もかかるということと、指導者の問題、施設はある程度ありましても、スキー場の協力もなげないかんもんで、総合的にそういう一つのグループで競技をせんと、なかなか建て直しは僕は難しいと思うんです。当面の方も、恐らく産業振興の面におかれましても、スキーのこれからの隆盛というものは大事やと思いますので、真剣に僕は取り組んでほしいと、こんなことを思っています。そんなことを要望しておきます。

それでは、最後になりますが、市長さん、恐れ入りますけれども、林業振興とスポーツの今

後の推進につきまして、御所見がありましたらお伺いしたいと思います、よろしく締めをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 林業振興についてまずお答えいたしたいと思います、先ほど御指摘がございましたように、郡上市の民有林、大変な戦後の植林の成果と申しますか、そうしたことで大変な材積を持った人工林も抱えております。今これを大切にしていかなければいけないというふうに思っております。最近のテレビの例えばNHKの「クローズアップ現代」などを拝見いたしております、現在、日本の森林が海外の資本にねらわれているということが報道されております。この問題はこの議場でもいろいろ問題にされておりますけれども、そうしたいわばたくさん今すぐ目先のお金が要らない世界の大金持ちにとっては、日本の森林というのが3度おいしいと。まず、上に生えている木が成長が見込まれて将来の価値が出るということと、それから森林が持っております水資源という問題と、それからもう一つは、今後あるいはそういった形で発展するかもしれない炭酸ガスの排出権取引、これだけ三つの、いわば投資をして、それに対するリターンを得るチャンスがあるというふうに見ているということが報じられておりましたけれども、これはしかし、今後私どもも大金持ちでなくても、この郡上の市民がそういった意味でもう一度改めて森林を見直すいいチャンスではないかというふうに思っております。いろいろ御提言をされたようないろんな形で森林・林業というものを守っていく施策というものをやはり考えていく必要があるというふうに思っております。

それから、スポーツ振興の問題についても種々触れられましたけれども、郡上市の市民の健康を守るためにも、そしてまたスポーツが持っているいろんな価値に着目しても、スポーツの振興を図っていくという大きな価値があると思いますので、これについては、現在取り組んでおっていただけますいろんな団体とも連携し、あるいはサポートしながら進んでまいる必要があるというふうに思っております。

また、触れられましたスポーツ施設の指定管理者への移行の問題というものもございしますが、これについても、今後の適正な社会体育施設の管理のあり方はいかにあるべきかということも十分研究をしてみたいというふうに思っております。必ずしもどんなものでも指定管理というものができるとは私は考えておりません。あるいは、それが適切であるとも考えておりませんが、今後一つの課題として研究をしてみたいというふうに思っております。

（5番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 鷲見馨君。

○5番（鷲見 馨君） どうもありがとうございました。それぞれ誠意のある御回答をいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしく願います。

これで私の質問を終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、鷺見馨君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

（午後 2時17分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時29分）

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君の質問を許可いたします。

7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずもって、近々の国の関係のことを申し上げますが、政治、いよいよあすは民主党の党首が決まるようでありますし、また、それが国の総理ということになります。また、経済については非常に厳しい円高、そういった中での世界的に日本が本当に将来どうなんだろうかというようなことの一抔の不安も、恐らく国民の中にもあるようなことだと思っております。そんな中、特に今回は行政システムの対応と責任ということで、年金高齢者、あるいは戸籍問題についてさきに報道がありました、そのようなことについての郡上の現状を質問いたします。

このことにつきましては、さきの報道によりますと、100歳以上の住所のある方々が全国で行方不明が500名となるようでありますし、また、戸籍上の住所不明者は全国で23万5,000人とも言われておるような、非常に高齢者の問題が取り上げられたところであります。その中には180歳ぐらいの方もお見えになるようなことでありますけれども、今の社会、本当に日本のシステムが国際的にも信頼・信用についてどうなのかというようなことも言われておるところであります。その中でも郡上市、この前の報道にもありましたけれども、現状がどうかということ。あわせてまた、岐阜市においては75歳以上のそういった方々についても一応調査をするということでありますけれども、午前中の質問の中にもありましたが、市の中で75歳以上の方で公のサービス、介護・医療等にかかってみえる方、6,500人ぐらいですか、あるようでありますが、そういった中での年金問題の重複がないとか、あるいはその方々の所在がしっかりしているのかということも含めながら市の現状をお伺いしたいと思っておりますし、あわせて高齢者の孤独死ということが非常に問題視されておりますが、つい最近の報道におきましても、この暑い夏であります、熱中症のことについて、経済的な不安から、大事な電気料が納めら

れないということで電気がとめられて、エアコンが切ってあって、とうとい高齢者の命がなくなったということも報道されておりました。いろいろと生活保護等でそれは守られておるわけでございますけれども、今の高齢者の方々にすると、やはり生活保護も皆さんに迷惑をかけるからとよう受けられない方も見えますが、そういったことが高齢者の命につながることでありますので、ライフラインのしっかりしたことは行政にも責任があるかと思いますが、そんなことも含めながら、市の現状をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

昨今の一つの大きな社会的な問題として、高齢者の行方不明といいますか、所在不明という問題が大きく取り上げられたところでございます。

まず御質問の、特に高齢者の公的年金等の問題について、そうした住民としての把握が不正確でありますと、不正受給とかいろんな問題を生ずるということでございますけれども、現在のところ、公的年金についての年金受給者の存否といいますか、生存しておられるのかどうかといったようなことについての現況確認でございますが、それを行っているのは日本年金機構、岐阜県でいいますと日本年金機構の岐阜事務センターというところで行っているということでございます。そしてまた、受給権者の現況については、以前は年に1回、はがきでいわば、ちゃんとこの人はおりますよという形で返信をもらっておるという形で確認をしておったわけでございますけれども、平成18年の12月に誕生日を迎えた方から、住民基本台帳ネットワーク、住基ネットの上で、いわゆる住民票コードをつけてあるわけなんです、そうしたものがわかっている方については、その住基ネットに先ほどの年金機構から年に1回、照会をすることによって存否を確認するというシステムに変わったということで、そういうふうにされているということでございます。ただし、そのほか特別な年金、障害年金等をおもらいの方については現況届というような、あるいはその場合には障害の状態等も把握する必要があるものですから、そういう形で現況届等を出していただいているという形で確認をいただいているということで、年金に関しては郡上市においては、そういう意味で、年金受給者において、そういう存否がわからないというような方はないというふうにお聞きをいたしているところでございます。

それから、今お話のございました、今後、高齢者の存否の確認ということが非常に大事になるわけでございますが、今回こういう問題があったということで、全国的に75歳以上の方の高齢者の存否というものを確認することがやられるということになりまして、郡上市におきましても、75歳以上の方については、一応いろんな医療保険を使っておられるかどうかとか、介護保険を使っておられるかどうかというような形で把握をして、そうしたものの使っておられな

い、そういう形跡のないような方については、やはり一定の確認方法でもって、民生委員、児童委員さんとか、あるいは自治会等のお力もかりることになるかもしれませんが、今後確認をしていくというふうにいたしたいということでございます。現在、郡上市には、先ほどもちょっと話に出ておりましたが、75歳以上の高齢者は8,600人いらっしゃいますので、そうした方々について、今後、医療情報、あるいは介護保険サービスの利用データなどを活用しながら、できるだけ早期に確認作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

現在、郡上市においてもやはりひとり暮らしの方が大変ふえてきておりますので、よく言われる無縁社会といえますか、縁のない社会といえますか、そういうだんだん人と人とのきずなが薄くなる社会に全体に移行しているということがございますけれども、今後、ひとり暮らしのそうした方の見守り等につきましては、市の地域包括支援センターにおけます職員の訪問や、あるいは先ほど申しあげました民生委員さんの活動等を中心に、その存在というものを確認するようにしたいというふうに思っております。

また、今回のこうした住民の皆さんの把握、住民基本台帳、あるいは戸籍というものが日本には二つの制度があるわけでございますが、やはりこうしたものの届け出というようなことをきちんきちんとやっていただかないと今回のような問題が起きるということでございますので、そうしたことも市民の皆さんに呼びかけていくと。これがやはり一つは私たちの社会を守っていくことの第一歩であるということを市民の皆さんにもよく御理解をいただくようにしていきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 今ほど言われた戸籍の関係でございますが、新聞等のマスコミで非常に100歳以上の高齢者の方のいろんな問題があるということでマスコミに取り上げられておりましたが、郡上市の現状はどうかということでございますが、新聞で発表のとおりでございますが、これは平成22年5月25日現在の状況で調べた結果でございますが、100歳以上の戸籍の在籍者数は147名でございます。そのうち郡上市内に生存者は30名ということで、これは確認がされております。それ以外の117名につきましては、それぞれ戸籍の付票に住所が記載されていないもので、通常は住所が記載されているわけですが、記載されていない方が89人、日本国内の住所が記載されているものが16名、それから戸籍の付票に外国名が記載されているものが12名というふうな内訳になっております。この高齢者におきましては、現在、調査を開始しているわけでございますが、調査をした中で、生存がされていないと確認がされ次第、法務局の方へ許可申請を出して、許可をもらいながら、高齢者の消除というような形で処理をしていきたいと、高齢者から順次やっていきたいというふうに思っております。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） たまたま今報道のことが出ましたので、この報道機関によりますと、今言われたように、合併時、実は戸籍を整理しながら問題を把握しておったと。そういった中で、確認ができないのに死亡扱いできないということで、そのままにしておったということで、関連して職員の異動時の引き継ぎとか、あるいは申し送り、そういったことについての対応といえますか、別に異動があったときに必ずそのまま残っておって、この問題が問題ですよということとは別にして、市の庁舎の中の全体の各部においても、この問題にかかわらず、やっぱりこういったことを契機に、いろんなそういう課題が残っておらないかということを含めながら再確認をすべきだと思いますが、そのことについて答弁を求めます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御指摘の点は、今回の戸籍事務に限らず、いろんな問題について、やはり役所というのは人事異動がつきものでございますので、そのときにともすればそうした仕事、課題の継続性が失われるという点は心しなければいけないというふうに思っております。今回の問題を一つの教訓といたしまして、いま一度、全庁的にいろいろな問題について、そうした、特に担当者の異動に伴います引き継ぎという問題については、もう一度しっかりと引き締めを図りたいというふうに思っております。

（7番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） このことにつきましても、国の方もつい最近だと思えますが、報道がありました。戸籍の正確性を保つために、今までのような正式な届けがなくとも、何か削除できるような簡易な方法をとりたいというようなことの国のあれも出ておったようでありますので、順次そういうことがされると思いますが、ぜひまた事務の中でしっかりと行いをしていただきたいと思えます。

それから、次に職員の意欲と責任感ということで質問申し上げますが、このことは、実は合併時のときに賃金とか階級の調整がされたと思うんですが、以前にも、たしか6番議員だったと思えますが、いろんな質問があったようでございますけれども、改めて、特に私は中間管理職のことについて、どのように今はなっているか。そしてまた、特に昇任試験について、もちろん業務の実績とか経験、実力、それから試験等も行われながらやってみえると思えますけれども、もちろん勤務評価といえますか、評定といえますか、管理をされながら、またその中でやっぱり年功序列ももちろん大事なことだと思いますが、そのようなことについて、職場の中でやっぱり職員が意欲を持って、責任感を持って取り組んでもらいたいということで、職員の

教育についても前に質問させていただきましたが、今回改めてこのことについてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今現在の職員の処遇及び責任等々の質問だと思いますけれども、これまでも幾多のいわゆる地域間にわたる給与格差の問題についての御質問等々もあったわけですが、前にも答弁をさせていただきましたように、合併前におきましては給料表の違いがございました。それは合併前のときにおいて給料表は一応同じ、7級制なら7級制にして統一するといったことで、その部分で若干給料の異動はあったようでございますけれども、その後、合併をいたしまして、給与調整をするといった段階では、いわゆる経験年数及び学歴等々のものを一つの基準点をつくりまして、その前後、若干のずれはやむを得ないといったことではありますけれども、ほとんどのものがなされて、それが職員に通知をされたといった段階でございます。この給与の格差の大きな違いというのは、やはり公務員の給与の場合は役職による級に当てはめるといったことがございまして、ある地域においては、割と早目に管理職まで登用されるといったこと、あるいは、ある地域においてはなかなか管理職まで行けないといったようなこと、いわゆる職場におきましてはピラミッド体制になるわけでございますので、すべてが同じような形で、経験年数を持っておるから同じ給料になるということはなかなか難しいと。その差異が出てきておることは事実だろうと思っております。そうしたこともかみ合わせながら、いわゆる昇給停止、もしくは延伸等々を加えて調整をしてきたという実態がございまして。

今ほどお話がございましたように、じゃあ現在はどういう形になっておるかといいますと、その調整をした後に、若干とめておった階級もあるわけでございますけれども、いわゆる昇給・昇格の場合は試験制をとると。しかも、前の職責に何年おったかということが大きく影響を及ぼします。3年なり5年おらなければ試験が受けられないという、いわゆる基準的なものがございまして、その部分で、もう間もなく一斉に昇給・昇格の試験がふえるときと抑えられておるときがあるわけでございますけれども、管理職については今後ますますふえていくんだろうと思っておりますが、残念ながら、最近の兆候を見ますと、大体、課長試験を受けられる資格者の中で課長試験を受けるのは大体25%を切る、4分の1ぐらいしか受けないといったことも見受けられます。係長試験については7割近い職員が受けるわけですが、管理職につきましては、どうしても年齢がある程度まで来ておると、もうここで課長職になってもどうなんだろうというような思いもあるようでございますし、筆記試験と口述試験と二つやっておるわけですが、どうしても筆記試験の部分で職場によっては差異が出る等々のことがございまして、その中で考えながら、口述試験中心の方向へ持って行って、できるだけ受け

やすいような体制というか、制度に切りかえをいたしております。

それから、当然、職員の昇給・昇格につきましては、一つは組織の目標というものを設定いたしまして、その目標の達成度等々を見ながら、それを給料に反映させていくといった点、それから、かつては何級の何号俸というのが単純な一つ一つの号級で決められておったわけでございますけれども、最近は成果主義というのがとられておまして、その号給を細分化いたしまして、八つの区分に分けてきたということがございます。それは目標達成の状況等々を見ながら、給料、あるいは勤勉の方に反映させると。それからもう一つが、上司が常に職員の行動を見ながら評価を行って、その評価をもとにして昇給・階級を決めるといったことを行っております。ただ、こういった公務員のような仕事の場合ですと、評価というのは非常に難しいところがございます。その辺をどう評価するかと。いわゆる利益を出せばいいとか、あるいはこうすることがいいという単純なものでもございませんし、職員の多い中で一つの目標を設定いたしまして、その目標に向かって行って、各職員がそのことに対する一つの役割分担をすることが非常に難しい職場が公務員だろうと思っております。客観的な項目を設けながら評価をいたしておるわけでございますけれども、それについては、やりながら、なおかつ工夫する必要があるんでなかろうかということをおもっております。

(7番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山田忠平君。

○7番(山田忠平君) やはり職員の意欲、それから責任についてもそうですが、今たまたま管理職で試験には25%ぐらいしか受けないということですが、果たしてそれが本当にそういう気持ちなのか、それともそういう意欲がないからあれなのか、やろうと思ってもなかなかというようなことがあるのか、その辺がなかなか難しいところだと思いますけれども、やはりいずれの立場であっても、公平と平等に、また意欲的にそういうことにチャレンジができる、そういう職場環境づくりをぜひ整えていただきたいと思いますし、お互いにその中で職員同士が、最終的にはやっぱり試験ということもあろうと思いますので、そういったことで納得できるような形の職場の中でのお互い理解できる職場づくりに努めていただきたいと思いますということを要望いたしておきます。

続きまして、個人情報のことで質問いたします。

個人情報といいますと、なかなかいろんなことに当てはめて考えてみますと、以前、昔という言葉を使っていいのかわかりませんが、やはりお互いにそういうことはよく知り合いながら、そして人のつながりがあったと思うんですけれども、余りにも希薄社会になりがちで、特にこの情報化の法が定められてからは、その辺が全くこういった地域においても、隣近所においても、ともすると障害になるようなことがあります。そのことについて、性別、年齢、住

所も、将来、もう本当に隣の人がわからんのではないかしらんというようなことまで思うんですけど、こういったことの法的限界ということがどうなのかということに、もちろん先ほどの午前中の一般質問の中にも教育長の方から情報社会の倫理ということがありましたけれども、もちろんそういったことで社会情勢の変化、進歩の中で、果たしてこれがどうなんだろうかということのを特に思うところであります。

例えば、今の雇用ということがありますけれども、職業安定所の求職者情報というところを、市長、見られましたか知りませんが、つい最近になりますと、年齢も性別もないんですね。そういうことで出されたって、企業としては全く選びようがない。選ぶということは、もちろんだれでも入ってもらわねえにいかんでしょから、ある程度そういう情報を頼りに聞こうと思っても教えてもらえないとなると、全然ちょっとおかしいんでないかと思うんです。だから、その辺のことについて、それで去年からでしたか、成人式の名簿もない。別に名簿を出して、個人情報に何かひっかかるんかしらんと思うんです。出身学校の名前だけ出したって、別にそれはそんなことはないと思うんですが、いかにも何かちょっと寂しいような気がするんです。そしてまた、地域それぞれの役員の名簿、地域でやっぱり頑張っておっていただくんですから、そういうことが出せんのかなあということのを特に思いますので、そういった範囲と限度、このことについて、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） この個人情報の保護という問題は、まことに片一方で個人情報というものは確かに保護されなければならないという面があるとともに、実際にはいろんな面で実社会において、ある意味では今お話があったようなきずなをきちっと結ばれた地域社会を形成していくという意味では、大変壁になっているという問題があることは事実でございます。最近、私自身もそうなんですけれども、同じ地域に暮らしていても、どこのおうちがどういう家族構成になっているとか、あるいは小さなお子さんを見ても、そのお子さんがどこのお家の子どもであるかというようなことがなかなかわからないという、昔でしたら濃密な人間関係の中でわかっていたことが、わからなくなってきたという点はあろうかと思えます。これを解決する道は、一つはやはりその地域社会に住んでいる人たちがお互いに了解し合って、そうした面を克服していくということではないかと思えます。昨年度でございますが、例の集落総点検夢ビジョン策定事業というものをやりましたら、明宝の寒水地区の皆さん方は、この事業で三十数年前に地域の各家庭の家族写真をアルバムとしてつくられたと。それをもう1回、今回の事業でつくられました。これは各家庭の現在の家族の構成員が、三十数年たったとき現在、家族構成がどうなっているということ、家ごとに写真を撮られて、それでお互いに顔と名前とそういうものを共有し合っていくという、お互いの相互了解のもとに、こういう形できちっときず

なを保っていきこうとされているというのは、まことに私は一つの方向を示すものではないかというふうに思います。したがって、これがただ単に個人の情報保護ということでやりますと、災害のときにも助けてもらえないとか、いろんな問題があるわけですので、一つはやはり地域住民の皆さんの努力という問題があるというふうに思います。

それからもう一つは、個人情報の保護といっても、これは住民の生命とか身体、生活を守るために緊急かつやむを得ない場合は、本人の同意がなくても、いろんな外部へも情報を提供するというようなことができるということでもありますので、ただし、これは郡上市の場合は情報公開個人情報保護審議会のきちとした審査を経て、その承認をもらってやるということですが、片一方ではそういうことが必要ではないかというふうに思っています。

現在のところ、例に出ました成人式等においては、成人式の実行委員会の皆さんにだれが対象者であるかということがそもそもわからなければ案内状も出せないわけですから、そういう意味で、実行委員会の皆さんにそういう情報を提供する。あるいは敬老のお祝いの場合は、そういう地域の自治会の皆さんにその該当者の氏名はお教えをすとか、あるいは災害の要支援マップをつくる時には、そういった問題でその部分の制約を何とか取り外すというような形で、必要な限度で適切な方法で、そうした意味で必ずしも本人の同意がなくても個人情報を一定の範囲において外部に提供し、それを保有すると。しかし、それは必要なことが終わったら、それをみだりに情報が外へ流れていって、やはり不測の個人に御迷惑をかけるというようなことがないようにしなければならないという制約つきでございますが、一定の限度ではそういうことをやっていくということではないかと思えます。今の成人式の問題でしたら、例えば集まってきた参会者全体がそういう問題を共有するとなると、やっぱりそれぞれの御本人の御同意といいますか、そういうものを得ながら、参会者がみんなで情報を共有するということが今は必要になってきているのではないかとはおもっております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） なかなかとり方によっては非常に希薄な、これでいいのかなというようなことを特に思いますが、いずれにしましても、行政システム、あるいは対応とか責任についての質問をこれで終わりますが、先ほど午前中の年金の掛金の納付の低下ということもありますけれども、そういったことも含めて、やはり市民が行政不信にならないように、今いろんな報道されていることについて、行政不信に至るようなことが随分いろいろあると思うんですが、そういったことのないように、特に公務員の皆さん方には市民の公僕であるということに徹して励んでいただきたい、こう要望いたします。

続きまして大きく2点目、社会教育について、公民館体制についての質問をさせていただきます

ます。

このことは、公民館の組織づくり、それから公民館についての取り組みということで、既に組織やいろんなことが出ておりますけれども、やはり一番大切なことは、私は、地域公民館の強化をして、しっかりとその地域の核になって、地域の活力、そして発展、すべてのことに取り組むことが重要であると思いますが、今現在進められておるところの公民館の組織体制、活動状況について、どの辺まで進んでおるのか。そしてまた、そのことについて、やはりこれは、私、思うんですけど、八幡も確かに市内幾つか分かれておりますけれども、地域公民館が核となれば、その傘下にすべての団体と組織が入るということがまず前提だと思えます。そしてそれが公民館を中心にしていろんな行動が、一つ例えば行政のお手伝いもできるというようなことを含めながら取り組んでいくということが特に大事だと思いますので、そのことについて、そしてまた、地域の公民館を、せつかく地域振興事務所がありますので、そこに入っていて、そこでその地域、地域のしっかりとした活動拠点と力強い体制の強化を示しながら地域の発展を望むように、恐らくそういう計画になっておると思いますが、そのようなことがとられていくのかどうか、教育長にお伺いいたしたいと思えます。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、新しい公民館体制の進捗の状況についてお答えをいたしたいと思えますが、それぞれ26の公民館、七つの地区の公民館がありますけれども、特色のある活動を現在は進めておっていただきます。分館を大切に活動、あるいは地区公民館といろんな団体が連携した活動など、さまざまな活動しておっていただきますけれども、まず地区公民館の方の活動の状況も含めてお答えをさせていただきますが、活動の状況ですけれども、地区公民館、あるいは地域公民館で平成21年度ですが、延べ1,184回の活動が行われて、4万4,300人ほどの方に参加をしておっていただきます。それから、中央公民館としての生涯学習講座は60講座を開設して、3,100人を超える市民の皆さんに参加をしておっていただきます。また、地域公民館、地区公民館と各団体との連携の活動ですけれども、これも自治会、あるいは女性の活動団体、あるいは学校、シニアクラブ、こういったさまざまな団体の皆様方と公民館とが連携をして、活動事例で210の連携した活動に取り組んでおっていただきます。ただ、これで十分かといえ、決してまだそういう状況ではないもんですから、教育委員会として、公民館の活動の充実のために、基本線は生涯学習の充実という点と、それから地域活動の活性化というのを目指すわけですけれども、現在とらえております具体的な課題としては3点あります。一つは、市民の皆さんがお互いに地域の人としての結びつきを深めていけるような地域づくりはどうやったらいいかということ。それからもう一つは、いろいろな団体が連携をしながら、地域社会の自治力を高めていくにはどうあったらいいかということ。3点目には、ふる

さに誇りを持つ、そうした活動の拠点としてのあり方というのはどうあるべきか。この3点を課題としているわけですが、今年度設置をされた自治会長さんや各種団体の長の皆さん、あるいは地域公民館の長、そうした皆さん方による自治会等市民組織活性化検討会議というものがスタートしておりますけれども、そうした会議の検討事項を踏まえながら、公民館としての役割をさらに充実させていきたいというふうに考えております。特に自治会と公民館が連携をしながら問題解決を図れるような具体策というものが恐らく検討され、何らかの方向が出てくると思いますので、そうしたことを踏まえながら、モデルとなる公民館を選定しながら活動を進めていきたいというふうに思っているところです。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ぜひともこれからもひとつ公民館活動に御尽力をいただきたいと思えます。むしろ私は市長の公室、企画課に置いたぐらいにして、このことを取り上げてもらいたいというのを思うんです。やはり市民共同参画でみんなでつくる郡上市であるんなら、やはりそういったことが中核になって、そして地域、地域の特徴ある活動を持っていくべきだと、私はそう思っておりますので、またいろいろと御検討をよろしくお願いします。

続きまして、学校教育についての質問をさせていただきます。

凌霜教育、道徳教育についての内容であります。まず質問に入る前に、さきの凌霜隊の140年記念事業につきましては、市長初め教育委員会、市の幹部の皆さん、議員の皆さん、それから協賛いただきました各事業団体の皆さんに、私もかかりました一員といたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、学校教育の中でこの凌霜教育、もちろん小・中学校の方針と重点目標に入っておりますが、やはりそのことを本当に凌霜の心を開く教育ということが子どもたちにどう植えつけられておるのかということがはっきりわからんです。だから、学校の教育の中でどういうことを行われているか。それから、道徳の教育もそうですけれども、やはりしっかりとした道徳というものが今、義務教育の中でどう教育されているのかをお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 凌霜という言葉そのものを使って、すべて学校の教育活動の場で説明をしたり、あるいは進めていくといったことは、学年の発達段階もありますので、難しいところがあります。したがって、郡上市の場合は、その方針と重点の中で、例えば「なにくそ」という言葉を使って、これは目標の実現に向けて、苦しいことでも乗り越えていく、そういう気持ちを育てようということですか、あるいは「おかげさま」というような言葉を使って、命や人を大事にすること、それから感謝の心で人に役立つような行動ができることといっ

たような、そういう具体的な言葉に置きかえて、凌霜のいわゆる高い志を持って、感謝の心を持って物事をやり遂げていくというような物の考え方を指導しております。道徳教育そのものの中にこの「凌霜」という言葉を使うことができるかどうかというと、これは難しいことですので、例えば不撓不屈ですとか、あるいは向上心とか、そういう道徳教育の指導内容と関係づけて具体的な指導を進めておっていただきます。また、家族についても同様でして、特に家族の場合は、両親を大切にするという内容を低学年、中学年、高学年、そして中学校という順繰りに発達の段階に応じてそれぞれ指導の内容がやります。ちょっと時間がないんですが、簡単に申し上げますと、低学年では、父母・祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをする。中学年では、同じように父母・祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくるというように、段階を追って家族の大切さを指導すると。これは向上心であっても、不撓不屈であっても、同じようにちょっとずつ段階に応じた内容というのは決められておりますので、それを踏まえて各学校で資料を使いながら道徳の授業をしていくといった学習は現在進められております。

(7番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ありがとうございます。ぜひとも、特に今回の私のいろんな質問は、細かくは、もう時間的なことがありますので申し上げられんのですけれども、一般の報道のニュースにおいても、やっぱりそういったことは非常に大事な教育の課題でありますので、ぜひともそのことについて、教育にしっかりと取り組んでもらって、明治の教育を再勉強せよというようなこと、教育を学ぶというようなもありますので、そんなことを含めて取り組みをしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、15番 清水敏夫君の質問を許可します。

15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） ちょっと不摂生で、のどを痛めておりまして、聞きづらい点があるかと思いますが、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

きょうは最後の登壇ということになりましたが、僕だけ教育長さんに質問しないので申しわけないと思いますが、お休みをいただきたいというふうに思います。なお、今回は大きく4項目を通告いたしておりますが、あれもこれも今まで市長さんにお尋ねをしておりましたが、き

ようは最初の1項目だけ市長さんに答弁を絞り込みましたので、どうかよろしくその点をお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず第1点目は、主要地方道未改良事業を県にかわって市代行道路等整備事業という形で創設して整備を進めていただきたいということであります。具体的には、主要地方道白鳥・明宝線寒水地区の深谷橋の改良であります。

ちょっと前置きをさせていただきますが、かつて日本が高度経済成長時代は道路等の公共事業が大きく膨らむ時代でありました。旧明宝村のころを回顧してみましても、村道整備の方がむしろ村の財政規模も小さくてなかなか進まないという中で、県道、主要地方道につきましては、ある程度要望すれば、計画的にどんどん要望が実現をしておりました。ところが、我が国のバブル崩壊後におきましては、日本経済の失速から、国・県の事業が大きく減少、特に県においては平成24年度までですか、毎年度300億の歳入欠陥等々、財政健全化達成のため、県の新規事業着手はほとんど期待できない状況というふうに伺っております。しかし、市道につきましては、合併以後も合併特例債や、あるいは辺地過疎債等々の財源措置によりまして、計画的に新市計画に基づきながら進められており、市内の市道はかなり整備されてきている状況でないかと推察いたします。

反面、県道、主要地方道の未改良箇所の中には、むしろ市道より市民の生活とか産業道路として重要で、優先的に整備が必要な、まして市民の要望が極めて高い箇所で未着工のところがあるというふうに思う中で、そうした事業地を毎年度、市民の方が要望されますけれども、なかなか進捗しない、そういう今日の県道、主要地方道の状況があるのではないかと思います。

私も、国・県の今日の財政事情では、明宝トンネルといった大きな事業は、当然これは国・県に要望し、今後とも積極的にお願いをし、また市長もお願いをしていただいておりますが、県道や主要地方道の未改良の中で、事業規模とか、あるいは事業の完成期間等々御検討いただく中で、県の厳しい財政事情を踏まえて、この際、市においてももちろん財政は県にも増して厳しい状況下ではございますけれども、各新市建設計画の見直し、さらには現道路事業の再点検等々によって財源を捻出することによって、県にかわって、市民にとって安全・安心、即、優先的に必要な道路等の改良促進については、旧町村ごとの優先順位等も調整をする中で、ぜひとも市代行道路等整備事業の創設をお願いしたいとここに提案し、市長のお考えを伺うものであります。

そこで、先ほど提案しました主要地方道白鳥・明宝線深谷橋改良につきまして、もう少し具体的に説明をさせていただきます。

実は、私も県道、主要地方道の未改良区間は市内各地にもきっとあるというふうに思います

けれども、しかし、旧明宝地域のことしか自分もよく承知しておりませんが、明宝地域では、明宝トンネルはもう一番の悲願でございますが、次いで要望の高いのが当寒水地区の深谷橋でございます。そういったことで、きょうの御提案となったわけでございます。

さて、何で深谷橋の改良が必要なのかということで、その1ですが、深谷橋は寒水集落の一番北側にある橋で、この橋以北は通称大林林道という基幹林道で、美谷添生議員の地元でございます白鳥町の六ノ里へと峰越で通じておる、いわゆる連絡ネットワークの道路の一つでございます。その2としまして、深谷橋は昭和37年の架橋で48年を経過しており、幅員が2.5メートル、非常に狭いということと、南側の方は急カーブになっておりまして、木材、和牛、トマト等の搬出・運搬の際は大型車の通行がもう橋いっぱい、欄干すれすれといえますか、四季を通して特に危険な箇所であるということでございます。その3は、地元のこういった早期改良の強い願いを受けまして、県が平成6年にかけての用地買収を完了しておりますが、その後、県の財政事情下から、16年を経過しました今日に至りましてもまだ未着工でございます。地元からはどうしてやろう、なぜやろうというふうなことが毎年強く出されております。その4でございますが、深谷橋以北は深谷見座集落といまして、現在5世帯ということでございますが、当地区は標高750メートルの高冷地でございます。現在、夏秋トマトの生産団地、約5.5反でございますが、3人の農家の方が栽培をしておられますし、1人の農家の方は美濃市から毎日通勤をして、神谷さんという51歳の方ですが、1反2畝のトマトを今も栽培しておみえになります。また、畜産団地もありまして、繁殖と肉用牛で約80頭、三つの農家の方が生産をされておまして、農業振興の上でも拠点の地域ではないかと思えます。またトマトにつきましては、来年度、八幡町の農大生の方が今研修で来ておりますが、またこの深谷の地区で10アールほど夏秋トマトをしたいと、そんな願いも出ておるようでございます。そのことをしまして、深谷橋以北は通称奥の宮と呼ばれ、約600ヘクタールの山林がございます。森林資源の宝庫でもございます。そういった利点から、何とか改良をということでございます。

ちょっと話が長くなりまして恐縮ですが、実はこの深谷の橋のところには蛇岩様という神社がございます。この深谷橋と蛇岩は切っても切れない不思議な因縁がございますので、ちょっとだけ触れさせていただきたいと思えます。

この蛇岩様は、ちょうど橋の詰め、左へ渡ったところに今新しくなっておりますが、もとは養老年間717年、ちょっと生きておりませんので、あまり詳しいことはわかりませんが、およそ1,300年前に深谷から見座にかけて大蛇がすんでいて、人々を悩ませたということです。たまたま明宝気良の烏帽子岳で修行中でありました白山を開かれた泰澄大師が白山を開こうと思ひまして、寒水から深谷の山をおりて、深谷口へ差しかかられましたそのときに、大きな大き

な大蛇が大石の上で炎をはきながらもがき苦しんでいたもので、泰澄は懇ろに祈祷をして、その大蛇を成仏させられた。大蛇は朽ち果てて、長く石の上にその蛇形を残した。泰澄はそれから峰伝いに神谷の絶高をおり、天ヶ滝で一晩とまって、八幡を上り、上保川を逆上って白山へ行かれた。いかにも見たようなことを言うておりますけれども、こういう古老の話がございます。

それからもう一つ、明治34年ごろ、この古い深谷橋の改修が行われたときに、例の蛇岩がカンナリドチというふちへ落ちてしまった。そのまま歳月が流れて昭和になったときに、たまたま寒水から他所に出ていた御婦人が、身ごもったわけでもないのに腹が大きくなったと。どうしても治らない。困っていると、ある晩、その婦人の夢枕に大蛇があらわれて、「今わしはカンナリドチへ落ちて埋まっている。やるせなさに、おまえの腹をかりて入ったが、手厚く祭ってくれば、おまえの病気は治る」と夢の御告げがあったそうです。その人が、これはいいことを聞いたということで、蛇岩を揚げて現在のところへ祭ったら、病気は即完治をしたと。それも県が用地買収されたときに、蛇岩は、その御婦人が揚げた道路用地にあったんですが、道路改良にかかるということで、再度、その蛇岩は県の買収によって移転をされました。現在は市長のお手元に写真を上げておりますけれども、13年目になりますけれども、今は地元の和田昇さんという方がお世話をされておまして、地区の皆さんが毎年8月上旬に蛇岩供養祭というものを厳かにとり行われておるようでございます。

懸案成就の蛇岩ということで、いろんなところからひそかにお参りに来られるということで、ちょっと郡上昔話みたいになってしまいましたけれども、そういったことで、今、特に神仏への畏敬といいますか、そういった形で地域の活性化を、あるいは神社仏閣めぐりとかいった形で注目もされてきております。この深谷橋がかけかわれば、蛇岩様も大喜びになられて、多くの人たちをまたその奥の地へと運びながら、また産業も潤うと。そんなことをずうっと僕は思っておりますので、十分なお話になったかどうかわかりませんが、ぜひともこの深谷橋改良は、この地域をかけた悲願でございます。市民のニーズは多種多様、市政運営も厳しい状況下にあります。市内にはまだまだ市民と安心・安全のために、あるいは産業振興のためにも寄与する道路ネットワークは不十分ではないかと思えます。国・県に従来のように多くを依存できない今日です。市としてぜひとも大変でしょうけれども、市が今度は県を代行して道路等については整備できるような制度を創設していただいて、実現に向けて積極的な御検討がぜひお願いをいたしたくて、市長の見解を伺います。

せっかく写真を持ってきましたが、これが現在の、ここに新しい今の蛇岩様ですが、かつてはここにありました。御婦人が揚げたのはここにあったんですが、ここを県が買収したということで、16年前に今はこちらへ移って13年になります。こんなに木が大きくなってしまいました。いつになったらこの木が切れるんやということで、地元も悲願としております。

それから、これが蛇岩様ですが、およそ横が2メートル、高さが1メートル、奥行きも1メートルですが、これが多分、泰澄大師が懇ろに祈祷されたことによって、これだけがぼっかりと2センチぐらい浮き出ている。まだこの下もあったんですけど、どうもこれは割れて橋にどこかに入っているというふうに今も言われておりますが、これだけは今現在、丁重に御祈祷して、地域の守神みたいな形になっております。

これが今、見座地区の畜産の団地でございます。およそ80頭がここで飼育をされておりますし、それから、これが深谷から見た750メートルのトマト団地、あの奥にあるのかなあと思われますけれども、この方が美濃市から毎日朝晩通ってトマトを12アール、電気商品の販売会社をやってみえるんですが、何とか農業に着目をして、将来これで産業を起こしていきたいということで、現在、意欲を持っておられます。

そういったようなことございまして、深谷橋、何とか県も厳しい時代ですので、そういったことを踏まえながら、市長さんの御見解をちょうだいしたいと思います。よろしく願います。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

その市町村の事業を県代行という形でやる事業は、今までにも随分お目にかかったり耳にしたりしたわけでございますが、県の事業を市町村が代行をするという御提案でございます。しかし、地元の事情がそれほどまでに、やはりどうしてだろうと、本当にもう土地まで買って、もう一息なのという、まさに歯がゆい思いをしておられるということの証左であるというふうに受け取らせていただきました。本当に私から見ても、今、県の財政状況というのは、昔と比べると目を覆うばかりというような感じが私もいたしております。平成13年度あたりは県の普通会計の歳出も8,900億ぐらいあったわけでございますが、平成20年度の決算では約7,500億円ぐらいというようなことで、投資的経費も平成13年度ぐらいですと3,030億ぐらい普通建設事業でもあったものが現在は1,300億円ぐらいと、3分の1強ぐらいにまで減ってしまったと。こういう中で、いろいろやりかけの仕事であるとか、あるいは新しく着手してほしいという仕事が、なかなか地域の住民の皆さんの要望に沿ってできないという状態になっているということとであります。

今回御提言の深谷橋のところについては、もうほんの150メートルほどだということですので、何とか市がかわってというお気持ちは非常に痛いほどわかります。が、しかし、そういういわば県が事業主体になってやっているところで、長年、このほんの少しのところをやってほしいということが郡上市にはいっぱいあって、もし仮にそういう制度といたしますか、そう

いう仕組みでやるとすると、これは相当いろいろと、どこから優先順位をつけてやるのかというふうな、かなり難しい議論になってくるのではないかというふうに思っております。また一方、県は大変財政状況が厳しいんですが、平成20年度の実質公債費比率は18%ちょっと手前の17.6%ぐらいと、方や我が郡上市は平成20年度では21.8%と、こういう財政状況を抱えている郡上市が県の事業を代行するということは、かなり難しい問題があるのではないかというふうに思います。しかし、いろんところで緊急的にどうしてもそういったところを市がかわってということは、いろいろと調べてみますと、理論的にはそこを市道認定するなりしてやるという方法はないではないということでございます。郡上市内にはそういうところがいっぱいあるということのを頭の中に置きながら、今後研究をしてまいりたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございます。

自分も、何か手法がないかってずうっと思いながら、明宝地域の新市建設計画の事業量等も含めて、どこを優先的に、じゃあこれをひとつ一たん延ばす中でこういったものへ振り向けられないとか、いろんなことを明宝の地域の中でもやっぱり知恵を出すことが必要かなあということで、限られた財源の中でそういったことを模索せないかなあというようなことも思いながら考えておりますが、厳しい財政のものが厳しい財政のところにかわってやるという、非常に難しい問題だろうと思っておりますが、ひとつ具体的に何か進める方向をぜひまた御検討を重ねてお願いをしたいというふうに思います。1番の問題は以上で終わります。

それでは、2番目の戸別所得補償モデル対策の郡上市における状況について質問させていただきます。以下は担当部長さんに答弁をお願いいたします。

郡上市は、非常に農業基盤が小規模で、零細農家が多い。いわば、典型的な農山間地域であろうかというふうに思います。先般、飛騨市におかれましても、国の関係省庁の方へ議会としても決議をされて、見直しにつきましたの意見書も出されておりますし、きょう、レターケースに入っておりました市議会の旬報を見ましても、ことしの5月1日から7月31日までに、米所得戸別補償制度の関係で意見書を出したところが28市ですか、こういうふうに決議をされ、意見書を出されているというふうなことを見ますと、これが本当に郡上市において農業振興として今後将来託していけるかということ、自分は非常に疑問に思いますし、自分の周辺を見ましても、「あれは、ちょっとうちでは問題の対象にならんで、申し込むことをやめたわ」という話も聞いておりますので、ここに掲げておりますモデル事業の状況について、1から4まで提示をさせていただきました。わかる範囲で結構でございますけれども、1番の旧町村別対象農家数と対象水田面積、あるいは交付見込み額、2番には旧町村別のモデル対策の加入申請

農家数と加入水田面積と交付見込み額、あるいは22年度現状における市としての課題は、これによって何か出てきているか。とすれば、この制度が本格化する23年度はどういうふうな対応をしていくか、あるいはどんな指導方針を持っておられるか。この4点についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、戸別所得補償モデル対策についてということでございます。3月議会のときに21年度データを試算して報告しましたが、その後、22年のデータで再度試算をしてみました。この場合、全農家が制度に参加した場合でございますが、まず郡上全体で対象農家として4,013戸でございます。また、対象の作付水田面積においては1,211.2ヘクタールということで、ここのうちの交付対象面積が809ヘクタールほどになります。それで、全農家が参加した場合においては、交付見込み額においては1億2,149万円ほどになるということでございます。

地域別で見ますと、まず八幡において689戸で、交付対象面積が147.6ヘクタールということで2,214万6,000円、大和においては、対象農家が821戸、交付対象面積が151.1ヘクタールということで2,267万6,000円、白鳥においては、対象農家1,233戸、対象面積が248.1ヘクタールということで、交付見込み金額が3,722万2,000円、高鷲においては、対象農家400戸で、面積が58.7ヘクタール、交付見込み金額が881万でございます。美並においては288戸でございます。対象面積が63.7ヘクタールということで、交付見込み金額が955万7,000円でございます。明宝においては、220戸の交付対象面積52.7ヘクタール、交付見込み金額が791万8,000円、また和良においては362戸でございます。交付対象面積が87.7ヘクタール、交付見込み金額が1,316万2,000円ということでございます。

また、今年度の今現在の申請件数ということでございますが、8月末現在でございますが、1,011件でございます。また、交付対象面積においては217.8ヘクタールということで、交付見込み金額は3,266万8,000円でございます。これはあくまでも戸別補償の米の方だけでございます。これを地域別にいきますと、八幡において173件ということでございますが、36.8ヘクタールで552万1,000円、また大和においては312件、63ヘクタール、交付見込み金額が944万5,000円、白鳥においては230件、面積が16.2ヘクタール、交付見込み金額が243万でございます。高鷲においては26件でございます。対象面積0.8ヘクタール、交付見込み金額が12万2,000円でございます。美並において30件、対象面積が21.3ヘクタール、交付見込み金額が319万5,000円、明宝において123件でございます。対象面積34.4ヘクタール、交付見込み金額が515万8,000円、和良においては117件、対象面積が45.3ヘクタールでございます。交付見込み金額が679万7,000円でございます。

それと、米以外の、また戸別補償において水田利活用自給率向上事業というものもござい
ます。これにおいては生産調整の転作のものに支払われるものでござい
ますが、申請件数が541
件で、交付対象面積256.5ヘクタール、交付見込み金額が7,333万でござい
ます。

それでトータルしますと、戸別補償全体としまして1億599万8,000円ほどになります。21年
度までの生産調整において産地づくり交付金でござい
ますが、郡上市は5,751万1,000円という
ことで、今回の戸別補償の中では4,848万7,000円ほど交付の増になっておるとい
う状況でござ
います。

それで、3点目の22年度の現状における課題ということでござい
ますが、やはり戸別補償、
主食米において、郡上市において今年度においては生産調整は面積的には達成されてござ
います。ただし、郡上市の問題としては、先ほども議員言われましたように、面積上、非常に小規
模であるということ、平均しますと2反から3反の水稲ということ
で非常に小規模であるとい
うことで、ますます平場の大規模農家等々と比べると格差が出てくるのではないかなど。これ
はあくまでも米モデルの関係のことであると思
います。

また、今の水田の利活用の方については2,000万強伸びておるとい
うことで、非常にその辺
についてはまた活用ができてくるのではないかなと思
っております。

それともう1点、反省点においては、やはり農家への周知とい
うことで、今年度においては
非常に制度設計の中で周知が遅かった部分もござ
います。それで、当初においては非常に申し
込み件数等々は少なかったという状況ですが、5月半ば過ぎごろに、やはり農家の方皆さんに
1軒1軒各農家へチラシを配らせていただいて、それから件数がふえてきたとい
うことでござ
いますので、ぜひとも今年度は苗注文の前には我々としても制度の周知を行っていき
たいなど。その上にはやはり国の方がしっかりと制度の方を出していただ
きたいなというの
が思いでござ
います。

それと、もう一つの来年度に向けての指導とい
うことで、今年度、地域においては農家同
士の合意形成というのを非常にやられて、65%程度の加入をしていただいたところも
ござ
います。そこは地域において合意形成をされて加入ができたとい
うことで、来年度においては、やはり
その辺の地域においての合意形成を達成できるような方向を、農協等々、水田協の中
でも連携
をとりながら進めていきたいなというふう
に考えております。以上です。

(15番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 農林水産部長には細かく答弁いただきましてありがとうございます。
郡上の農業振興という意味でこの制度が十二分に生かされるように、また格別の配慮を願
い
しておきたいと思
います。

ちょっと時間調整の関係で、ひとまず3番を調整しまして、4番に移りますので、答弁の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目の郡上市の風水害対策、特に土砂災害対策についてということですが、非常にここ二、三年といいですか、よく雨の降り方を馬の背を分けるというふうに言ひますけれども、非常に想定外のゲリラ的な豪雨が激しいということですが。さきの質問にもありましたように、県内でも八百津、可児市等での人命まで伴う被害も出ておりますし、特に広大な郡上市においては、いろんな災害が想定をされると思ひます。きょうもここへ平成17年ですか、配られたものを持ってきておりますけれども、ここに風水害対策の2番として、がけ崩れ、土石流、地滑りの危険箇所が絵でかいてあります。これをやっておると、多分、郡上で住むところがないんでないかと。みんないいところは農地に充てて、みんな山の背といいですか、みんな山裾にへばりつくように家が建っているところを見ると、まちの中の平らなところを除いてはほとんど危険地域にみんなが寝泊まりしておるということを思ひますと、これを設定をして、このとおり避難勧告をして、例えばテレビでやっておりましたが、昨年1年間に全国で78自治体が災害で勧告したけれども、避難勧告が事前に間に合ったのは14%で、60%が被害が出てからだったというふうな実例もあるときに、やはり帳面上はこういう形で1時間雨量50ミリ以上やったら避難勧告を出すとかと入っていますけど、今は1時間に80ミリ、あるいは100ミリという想定を超えた雨が降るんであるということをおもったときに、こういったマニュアルが果たして間に合うんだろうかということと、馬の背を分けるように降ると。この在所で降ったけど、こっちでは降らんとか。そういったときに情報をどうやって得るかというふうなことをやっぱり考えていく必要があるんで、市としてもいろいろそれぞれの認定、地域指定をされておるように思ひます。聞くところによると、やっぱり地域指定も、指定をすると評価額が下がるので、どうもならんとか、おれのところは地権者が都会におって、なかなか地域指定をしようと思っても測量さえ入れんとか、いろんな課題があるようでございますけれども、一つの考え方として、先ほどもありましたけど、総務部長さん、市長さん、それから建設部長の方へは、たまたま明宝の二間手という地区の在所で減災防災マップ、災害を減ずる防災マップということで、全部地域の人たちが見て歩いて、そしてここは昔から谷が抜けるところやぞとか、そういったものを全部表示して、避難地はここへ行くんやぞというような形を地域で考えて、現場を回ってやってみると。そうすれば、地域指定とか、そんな法律でどうのこうのじゃなくて、みずからが自分を守る自主防災といいですか、そういう観点から、こういうのをどんどんやっぱり地域コミュニティーとか集落点検のときに含めて、こういうふうにして今後進めていながら、市として全体の防災のネットワークというか、体制づくり、組織づくりが必要ではないかなあというようなことをちょっと思ひましたので、質問というよりも、今後、郡上市の場合

は本当に先ほど言いましたように、どこに住んだらいいんやしらんということを思ったとき、みんなまちの中へ出てこんと住めんというようなことが現実の郡上市の状況の中で、本当にこれからそういった災害をどう受けとめて対応していったらいいのかというようなことでちょっと思いましたもんですから、その辺につきまして、ちょっと答弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 郡上市の防災対策ということで御質問いただきましたが、今、減災防災マップということで二間手の取り組みを御紹介していただきましたが、実は先ほど村瀬議員の折にも若干舌足らずだったかわかりませんが、こういった地区、地区で自主防災会でもってそれぞれのマップづくりを手がけてくださいというような今回お願いを、8月の下旬のところでしたが、南部、北部に分かれて研修会を持たれましたので、させていただきます。やはりみずから自分自身の地域を、危険なところはどこやとか、あるいは最寄りの避難所はどこかやとかいうことをよく承知した方が減災につながる第一ですので、そんなふうをお願いしたということでございます。

それで、現在の避難勧告等の判断とその取り組みですが、実は現在は20年8月に作成しましたマニュアルに基づきまして、そういう取り組みをしております。現在と申しますのは、実は6月の定例会の折にも新聞等で県下の状況が報道されました折に、郡上市はまだ未策定という報道が出てございました。といいますのは、8月時点で私どもは策定しておるんですが、県の想定する内容からしますと、中身的にもうちょっと客観的な判断基準の盛り込まれた内容にすべきと。それから、やはり郡上市は大変エリアが広いもんですから、その折にもお答えしましたが、今思っておりますのは7地区、いわゆる旧町村単位でそういった判断、より身近なところで判断できるシステムということで、現在その改訂作業に入っておるところです。これができましたら、順次、防災会の方でもそういう説明をさせていただきながら、減災に努めていきたいということを思っております。そして現在の取り組みの中で、これも前の定例会の折にお話ししましたが、勧告等の発令は市長がさせていただくということが原則であります。やはり広大なそういう地域事情がございますので、それぞれの振興事務所長がそういったいとまがないときにはみずから発するというを事務委任させていただき、そういった取り組みができるようにしてきておるということでございます。これからも防災会の充実をまず第一に考えて、減災に努めていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

（15番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 総務部長、どうもありがとうございました。

またこれから台風シーズン等含めましたり、また豪雪もあつたり、郡上はいろんな天変地異の可能性を持っている地域でございます。市民が犠牲にならないためにも、日ごろそういう地域の人たちの力もかりながら、市としての方針というか、そういったものを明らかにしていただきたいなということを思います。

残り時間がなくなりましたので、私が予定をしておりました3番目につきましては、今度、新政権がいよいよ誕生しますと、特に雇用を重点的にやるというようなことも新聞紙上では言っておりますが、郡上市がこれからもそういう意味では、雇用として一番心配な面がございます。12月の時期に何とかこのことについては質問させていただければということで、きょう用意していただいたかと思えますけれども、大変時間、ちょっと僕の方の調整不能で質問できませんでしたが、改めてまた質問させていただきながら、また郡上市の将来についての御意見を交換させていただきたいというふうに思います。

2分時間は残っておりますけれども、以上で今議会の私の質問をこれで終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程を終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

（午後 3時50分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田 喜八郎

郡上市議会議員 古川 文雄

郡上市議会議員 清水 正照